

小畑委員資料

就労の確保等について

1 職業訓練、刑務作業等について

効果的な再犯防止施策の要諦は、矯正施設在所中から更生保護関係諸機関との連携を密にし、できるだけ早期に帰住地を定め、必要な社会適応のための知識や技能を習得させる等の支援を行うことが必要である。

さらに重要な喫緊の課題は、地方自治体、関係機関等の支援を得て、刑務所出所者を円滑に社会内に移行させ、最終的に地域社会で長く支えていける支援体制・仕組みを作ることである。

出所後の就労を希望していても、多くの負因を持った、例えば、体力・持久力・社会適応力が乏しい者、障害者、高齢者等の比率が増えているが、これについて作業時間の大部分を単純な紙細工等の座業作業に就けるだけでなく、役割活動を増やすなど出所後の就労に役立つ実効的な処遇方策を模索する新たな刑務作業の内容・方法の見直しが必要な時期にきているのではないか。

この具体策として次の2点が考えられないか

- 1 刑事施設において、炊事、清掃等の自営作業の種類及び定員の増加を図る（成績優秀な健康優良受刑者以外を対象とした自営作業の新設）。
- 2 地方自治体等において、矯正施設の要望に応じて、専門的な指導を行える地域の専門家を紹介する仕組み、或いは矯正職員に対する指導スキル伝授のための研修機会・場を提供する等の協力が得られないか。

このためには、矯正職員の意識改革と職員配置等の改善が必要である。

2 就労意欲の低い者や基本的スキル・マナーが欠けている者に対する刑務作業について

就労意欲の喚起やスキル・マナーを習得させるための指導・支援の充実も重要であるが、それとともに肉体労働（女子であれば掃除など。ホテルのベッドメイキング等かなりの重労働なので大概の者が就労当日から悲鳴を上げ辞めたいという。）に就くケースが多いので「体力と持久力」を持たせることも必要である。

3 就労支援と福祉的支援との狭間にある者の就労の促進について

両全会は、関連機関の「特定非営利活動法人両全トウネサーレ（フランス語のヒマワリの意）」において、退会後の安定的な就労の確保と自然環境に恵まれた風土の中で、農業などを行う人間塾を併設し「人間性の回復」を実現するため、現在、岩手県においてソーシャルファーム（社会的企業）の設立を目指し準備活動をしている。

*添付資料二枚

- ①両全トウネサーレの活動（寄り添い型ケアの推進）
- ②NPO法人両全トウネサーレの若者育成事業

実現に向けての大きな壁は二つある。

- 1 刑務所出所者の受け入れについて地域の受け入れが極めて困難である
- 2 財政的経営基盤の弱い更生保護法人がハード、ソフトの両面に必要な資金の確保が困難である

これらの解決のため、1については、地域の協力を得るための努力をするが、刑務所出所者の出口支援だけを対象とした事業でなく、「児童自立援助ホーム」、「ニート等の生活困窮者支援」、障害者などの多様な就労困難者から段階的に入るなどの方策が必要である。ある程度地域の理解が得られてから、フランスのソーシャルファーム「ジャルダン・ド・コカーニュ」の例のように10%から20%の刑務所出所者を入れていく方策が良いか。

人間性の回復や社会適応化のためには刑務所出所者だけを対象とするだけでなく多様性（ダイバーシティ）を重視した環境の中で行う方が効果的ではないか。

2については、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、地方自治体等の関係官庁から民間機関のあらゆる助成制度の活用を図るほか篤志家の協力を仰ぎたい。

社会的事業を行うに当たり資金的手当てを行う制度（ファンドの活用等）の拡充がのぞまれる。欧米のような経済界の支援・協力が活発化できないか。

4 協力雇用主に対する情報提供の強化について

せっかく採用されても雇用主と従業員との情報の共有が十分でないため採用された対象者がいじめにあったり居づらくなり辞めてしまう事例もある。

この面についても協力雇用主への雇用先で定着できるように効果的な情報の提供と協力が必要である。

5 国及び地方公共団体による直接雇用の推進について

協力雇用主が活動しやすい環境を作るため、国民の意識を変えるには、国及び地方公共団体が保護観察対象者等を直接雇用し自ら実践することが、社会への波及力を生じさせるために重要である。

6 職場定着に向けた継続的な支援の実施について

社会適応力の弱い刑務所出所者が就労を継続するためには、励まし相談に応じる「寄り添い型のケア」が不可欠である。

住居の確保等について

1 更生保護施設による寄り添い支援について

当会では、薬物事犯者の一部について、外部専門家の共助を得て退会後を含め3年間の通所による離脱指導を行っている。

この外、当会を退会した者でかなりの者が、電話や来会で話や相談に来る。社会で相談できる相手がいなく、また社会では前歴のため相談しにくい、在会時に日常的に話していた職員にはある程度信頼関係があるので話せる。せっかく定住先を「確保」しても、退会後の「定着」できるかは、大きな問題である。定住先の定着、すなわち、円滑な地域移行に向けて、伴走型の「寄り添い支援」が必要である。

厳しい更生保護施設の職員状況では、施設入所中のきめの細かい処遇や施設退会後のフォローアップを行うことは極めて困難である。

これらの改善のための予算が必要である。入所中及び退会後の相談機能を拡充・制度化し職員を配置できれば退会後の再犯抑止効果の向上が期待できる。

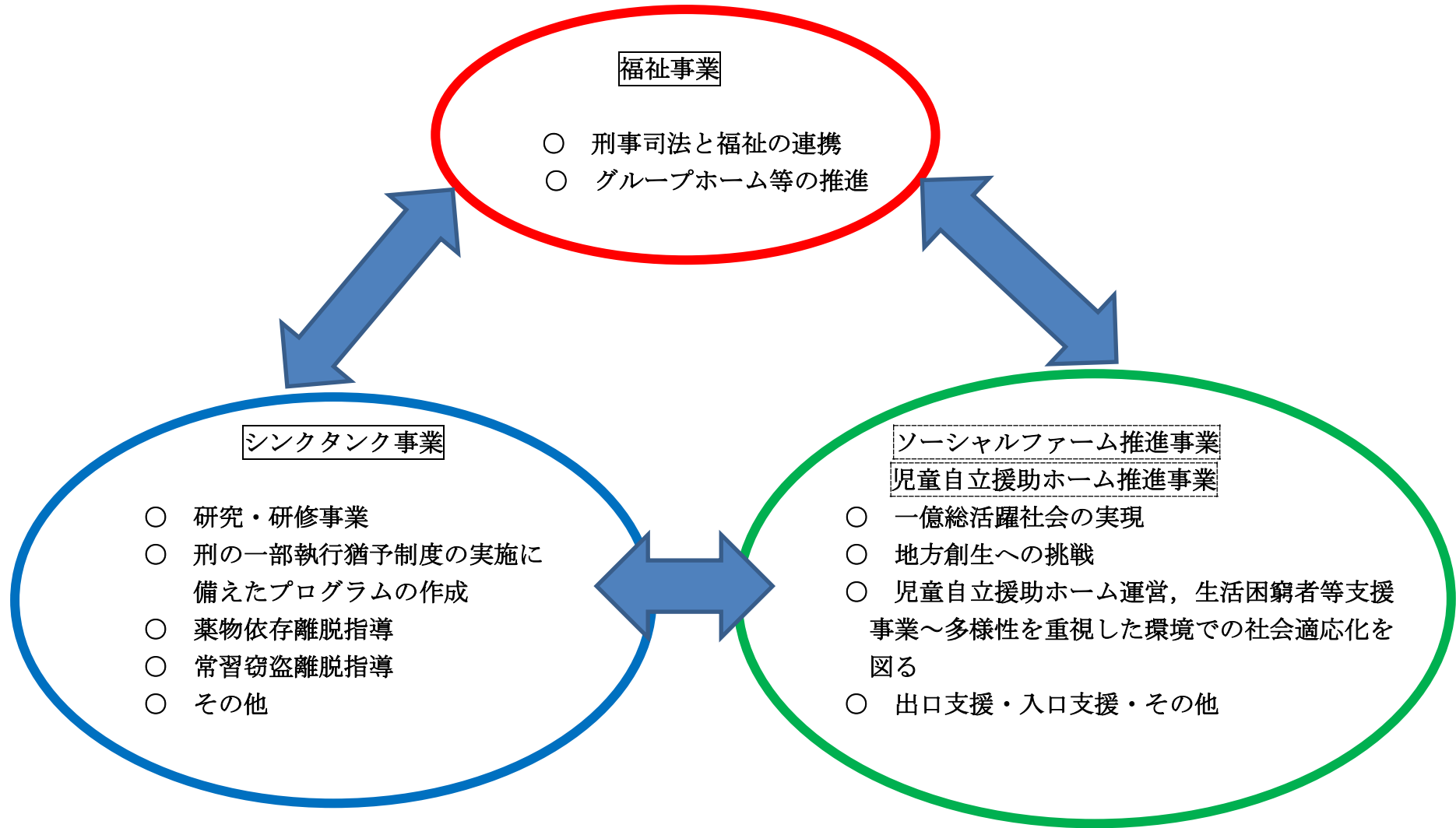
2 更生保護施設退所後の定住先の確保について

地方公共団体と連携し公営住宅への入居や地方公共団体の各種住宅支援制度（例えば、東京都のチャレンジネットの支援制度は当会でも利用している。）を利用できることが望まれる。

退会者は前歴や所持金等の関係で定住先を確保することが極めて困難である。そのため、前述の公営住宅への優先的入居や入居に当たっての身元保証等の仕組みが必要である。

当会では、貯金が十分でない場合や、保証人がいない等の理由でアパートの賃貸契約ができにくい退会者のために、厳しい更生保護施設の経営状況の中で、生活支援住宅を自前で用意し半年から1年程度、安い家賃で住ませ、併せて相談等のケアをしている。これに使う住宅の借料等について助成制度ができないか。

両全トウネサーレの活動（寄添い型ケアの推進）



清水委員資料

再犯防止計画（住居・就労）意見（清水義憲）

I 住居に関する事項

（ハード）

- 1 国及び自治体において、公営住宅の活用推進、空き家情報の提供等の方策を講ずる。

（ソフト・利用システム）

- 2 前記公営住宅の活用や民営住宅の円滑な活用を図るために次の方策を講ずる。
 - （１）身元保証制度を設ける（国の補助制度－就労支援の身元保証制度がある）。
 - （２）紹介システム（情報連携－国・自治体のほか・住宅事業者にも呼びかけ）

（地域連携支援の拠点）

- 3 住宅フォローアップ事業を創設する。
 - （１）保護観察所（都道府県）単位で、国の委託事業として地域連携支援の拠点を設ける。
 - （２）次の支援事業を実施する。
 - ① 利用可能住宅に関する情報の共有－上記１及び２の（２）。
 - ② 身元保証事業の受託－上記２の（１）。
 - ③ 住宅活用見守り支援
 - ア 日常生活自立スキル支援（近隣関係・「食住職」等の日常生活自己管理）。
 - イ 住宅適正利用支援（家賃その他）。
 - ウ 孤立防止支援

（社会の入り口を開く拠点としての更生保護施設）

- 4 更生保護施設の抜本的体制強化を図る。
 - （１）更生保護施設は年間約 8, 400 人を受け入れており、その社会生活移行支援の比重は大きく、さらに今後帰住先のない人たちの受け入れを広げていくことが期待されている。
 - （２）しかし、受け入れをさらに広げていくためには次のとおり抜本的な体制強化が必要とされる。
 - ① 現状の体制は、昭和 25 年更生緊急保護法によりスタートした。当時の社会状況下で始まった家族経営的な体制のままである一定員 20 人で職員 4 人（夜間勤務独り体制）。
 - ② これまで、社会・経済が拡大し続けてきた情勢においては、出所者等にとっても居場所は拡がり続けてきた。その状況では社会への入り口をひらく支援という課題は大きくなく、かつては満期釈放者中心で刑務所の出口（宿所提供）支援で

足りてきた面もあった。

現在の体制はその社会・経済状況下の体制のままである。

ア しかし今や更生保護施設は、様々な累入者、薬物依存者その他の処遇困難者、高齢者、障害を抱えている人たち、さらには介護を必要とする人たちも受け入れる、地域生活への移行支援の大きな役割を担うというパラダイムシフトとも言えるほどの急激な変化に直面しており、再犯防止の拠点としての役割を担うためには抜本的な見直し、強化が必要とされている。

イ 加えて、近年は社会の成熟化に伴って居場所は狭まり、住居確保や経済自立は容易ではなくなっており、自立のための支援は様々な分野との連携を構築してのきめ細かで伴走型の支援が必要になっている。

ウ また、犯罪を繰り返し、生活の挫折を重ねて自分で自分をあきらめがちになっている人たちに必要なのは、あきらめることなく向き合い続けるスタッフの存在であり、粘り強く地域に居場所を開拓していくスタッフの存在である。更生保護施設は高い専門性と使命を求められる施設となっている。

エ 「早期自立」には更生保護施設の体制・支援機能の強化が不可欠である。

地域移行をフォローしていく拠点としての体制が整備されなければ結果として受け入れ体力も整わない。

更生保護施設については再犯防止計画において別にテーマを設けて検討するだけの比重を有すると考える。

(参考)

5 住居支援に関する現状

- (1) 住宅がないのではなくて入れない現状。
- (2) 家賃滞納歴による門前払いを余儀なくされている者もいる。
- (3) 身元保証人がいない。
- (4) 更生保護施設在所2か月くらいでは入居費用が確保できていない。
- (5) 就職、アパート入居が決まったー「よかった」の後がリスクの高まるとき。
 - * 入居しても、住居費用の維持管理が不安定で挫折。
 - * 日常生活自立・自己管理のサポートが必要になる。
 - * 社会生活自立（関係性の回復・孤立防止）支援。

㊦ 住宅困窮者で日常生活自立が困難な人たちに対する小規模シェアハウス構想もありうるー生活自立訓練のための中間的機能を提供する生活支援付き共同住宅。

II 就労に関する事項

(地域連携支援の拠点)

1 更生保護就労支援事業所（法務省委託事業）を拡充する。

(1) 実施箇所を全国に拡大する。

(2) 事業メニューを拡充する—特にフォーアップ事業を付加・強化する。

① 協力雇用主のサポートを強化する。

→ 雇用の拡大と職場定着には、雇用者に対する地域密着の信頼関係（顔の見えるサポート）が不可欠。

② 就労後の本人の相談支援、必要な場合は転職支援も必要である。

(職業訓練)

2 本人の適性把握と労働市場ニーズに適応した職業訓練を推進する。

(1) 職業適性についての個別のアセスメントと適性開発が必要。

→ 限られた経験への過信と刹那的選択、蓄積された無力感から挫折。

→ 限られた視野と経験で考えていることと現実との乖離での挫折

(2) 協力雇用主等民間企業の訓練参加・委託等を講ずる。

→ 市場ニーズ適応と本人の就業現場感覚への感応を引き出す。

(農業訓練の活用)

3 生きる力の回復支援に農業の力を活用する。

ホームレス歴の長い者などに対する意欲・体力の回復、訓練プロジェクトを関係省庁、NPOの参加等により推進する—ソーシャルファームとの連携。

(国民の理解と表彰)

4 協力雇用主の社会的意義、評価を高める。

(1) 協力雇用主に対する褒章を設ける。

(2) 協力雇用主の社会的貢献に対する産業界の理解・支援を広げる。

→ 協力雇用主であることから顧客や取引先を失うこともある。

→ 親会社に知られないような気遣いをしている事業者もある。

III 住宅・就労に関する共通事項

1 上記 I の 3 及び II の 1 の地域連携支援の拠点を一体的に運営する。

(1) 住宅・就労の一体的な支援が効果的である。

(2) 情報連携・地域資源の共有の場。地域生活定着支援センター、自治体との具体的

な連携の場となる。

(3) 全国に「社会復帰支援ネットワーク協議会」(仮称)を設置する。

堂本委員資料

平成 29 年 3 月 24 日 再犯防止推進計画等検討会

堂本暁子 意見

○実効ある再犯防止計画、地方再犯防止計画の策定に向けて

再犯を防止するには「再犯の防止等の推進に関する法律」に基いて、すべての省庁が連携し、実効性のある再犯防止計画を策定する必要がある。また、法第 4 条 2 項には地方自治体の責務についての規定もあることから、地方自治体と連携・協力し、すべての自治体で地方再犯防止計画を策定することが重要。

その際、地方自治体が再犯防止施策を行うには条例の制定が望ましい。国としてモデル条例を周知するとともに、先駆的に取り組む自治体には条例の制定を支援するなどし、全国の自治体に波及するよう発信していくことが必要。

矯正、更生保護共通でいえることは、予算・職員が絶対的に不足していることである。年間の刑事施設被収容者一人あたりの予算を諸外国と比較してみると、スウェーデンでは 1 5 7 2 万円、ドイツでも 4 9 6 万円（2 0 1 3 年、1 ユーロ 121 円換算）だが、それに対して日本は 3 4 8 万円と非常に少ない。再犯防止に関する法律が成立したこの機会に、充実・強化すべきである。

○就労・住居支援の円滑な実施（矯正施設在所中からの対応）

退所者の社会復帰を円滑に進めるためには、矯正施設在所中に必要な支援策を具体的に把握し、保護観察所や地方自治体など関係機関との連携・協力のもと、可能な限り在所中に「居場所」と「仕事」を確保することが重要。その際、対象者を施設内から退所後の社会で自立し、生活が定着するまで、一貫してフォローする支援体制の流れを構築すること。

なお、構築にあたっては、女子刑務所での地域支援モデル事業の経験を踏まえ、行政の責任者と矯正施設や保護観察所、医療、看護、福祉など専門家が所属する団体との協議の場を設け、都道府県、政令市をはじめ市町村との連携・協力体制の構築と担当責任者を決めることが重要と考える。

○地方自治体と関係機関との連携強化に関するモデル事業の実施

就労・住居支援等の社会復帰支援策を、いくつかの自治体においてモデル事業として実施し、その具体的成果を積極的に広報することにより、他の自治体に対する理解を深め、拡大につなげるべきである。

兵庫県明石市では、警察、検察、刑務所、保護観察所、福祉専門職、弁護士、行政機関等からなる「更生支援ネットワーク会議」を発足させ、モデル事業として更生支援事業に取り組んでいる。その際、自治体におけるモデル事業には

幅広い分野での取り組みが必要であり、関連する省庁は法務省だけでなく、厚労省、国交省、総務省、警察庁、検察庁、裁判所など数多い。自治体のモデル事業が具体的成果をあげるには、柔軟な対応と全省庁的な協力が得られる体制が不可欠である。

就労・住居の確保

【法務省・厚労省・国交省・地方自治体関係】

○更生保護施設の充実・強化

- ・必要な数の更生保護施設の確保
国交省や地方自治体と協力して、公営住宅や空き家を活用すること。
- ・住居及び就業の確保を確実にするためにも、現行の在所期間3ヶ月を1年に延長すること。
- ・継続的に相談業務を実施できる施設としての体制を整えること。特に、カウンセラーなど専門職員を配置すること。
- ・更生保護施設退所後の住居確保のためには地方自治体の協力が必要。
- ・障がい者・薬物依存者・高齢者などに対して、適切な保健医療サービス並びに指導を提供するため、厚生労働省が協力すること。
- ・これらの事業の実施・運営を可能とするための財政措置の充実（法第16条）を図ること。

【法務省・厚労省・国交省・地方自治体関係】

○矯正施設に在所中からの迅速な対応

再入受刑者のうち、3ヶ月未満に再犯した者は10%、6ヶ月未満が10%、1年未満が17%、（平成27年矯正統計年報）であり、退所直後からの迅速な支援が求められる。

特に、認知症、高齢者、障がい者など直ちに医療・福祉のサービスが必要と判断される者については、矯正施設に入所中から地方自治体の担当者と連携し、生活保護・養育手帳・障がい者手帳などの申請手続きを行い、退所後直ちに適切なサービスが受けられるようにする。

また、住居の必要な者については、更生保護施設、グループホームなどの福祉施設、その他の住居探しの支援を行う。

【法務省・厚労省関係】

○地域生活定着支援センターの増設と機能強化

出所者等に対する福祉サービス提供の調整に当たっている地域生活定着支援センターの機能がますます重要になることから、その体制を強化すること。

【検察庁関係】

○再犯防止のための入り口支援

現在、検察庁において、起訴猶予、罰金、執行猶予となる高齢者・障がい者・ホームレス・貧困者などに対して、保護観察所や福祉サービス窓口等と連携して、必要に応じて保健医療・福祉サービスなどが受けられるよう支援する取り組み（入り口支援）が行われているが、女子刑務所の現状をみると、福祉的サービスを必要とする受刑者が少なくない。さらなる、積極的な運用が求められる。

就労の確保

【関係省庁】

・円滑な就労を支援するためには、一部の職業で見受けられる「禁固以上（執行猶予中含む）、罰金」などに処せられたものの資格取得に制限（執行終了後、一定期間資格取得ができない）を緩和・撤廃し、就業を差別したり、認めないことのないよう配慮が必要。見直しを検討すべき。

（例：社会福祉士及び介護福祉士法（欠格事項）：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者）

【厚労省関係】

- ・ハローワーク駐在官の増加。配置できない場合には、矯正施設・保護観察所で受刑者等の求人受付を可能とし、矯正施設等にハローワークへの仲介役を果たさせる。
- ・受刑者が自ら能動的に就労先を探すことができるよう、例えば矯正施設内で就職説明会を実施する、パソコンでハローワーク情報が閲覧できるようにするなど、ハローワークとの更なる連携を強化する。
- ・職業訓練、就労あっせん、職場定着のための公的各種支援策を在所中から始め、出所後も活用させる。

【関係省庁】

- ・ソーシャルファームにおける受刑者雇用に優遇措置を設ける。
- ・厚労・農林・国交・経産・中小企業庁・林野庁・水産庁・法務など、就労支援に係る関係諸機関が連携した体制を構築する。また、事業主に対する出所者等雇用の広報・奨励を行う。

【法務省関係】

- ・協力雇用主、職親プロジェクトをはじめ、民間協力者の支援をより効果的に成果に結びつける方策を矯正・保護一体となって講じること。
- ・矯正施設等で習得した技能が活かせる就業支援を検討すること。
- ・就労してもその後の定着率は低い。そこで、刑務作業の内容を就労先の職務内容と関連させたり、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を導入するなど生活面の指導の充実を図ること。
- ・協力雇用主を増やし就労支援を進めていくには、雇用主が出所者の逃亡や不法行為の責任を負うリスクを軽減し、安心して雇用できるようにすることが重要である。そのため、出所者の身元保証をする第三者機関を設立したり新たな保険システムを創設することを検討すること。

【農水省関係】

農林水産業分野においても出所者等の積極的活用を検討すべきである。

住居の確保

【国交省・地方自治体】

- ・住居の確保に関しては、公営住宅・空き家を活用すること。そのため所管庁である国交省から、地方自治体に対する指導助言を徹底すること。
特に認知症傾向のある受刑者は増加しているため、出所後の受け皿の確保は喫緊の課題である。公営住宅を改修するなどしてグループホームを設け、身元引受先の確保や施設措置までの間の短期的な居住施設とすることを検討すること。

【厚労省】

- ・自立支援ホームの活用
少年院を退所した少年少女への対応等

野口委員資料

「福岡県立ち直り就労支援事業」への御協力をお願い

働くことの大切さや喜びが、少年の立ち直りを支えます。

事業主の皆様へ

非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることなく自立するためには、仕事に就き安定した生活を送ることが大切です。

このため、福岡県では、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援に取り組んでいます。

事業主の皆様には、少年の立ち直りや自立に向け、就労体験の受入れや雇用にご協力くださいますようお願いいたします。

福岡県立ち直り就労支援事業 概要

非行等の問題を抱える少年たちに、就労に関する一貫した支援を行い、立ち直りを支援します。

- 対象者：15歳(中学生を除く)～19歳までの非行等の問題を抱える無職の少年
- 事業の委託先：NPO法人福岡県就労支援事業者機構(福岡県事業)

支援内容

就労支援員による、少年の進路相談、就職活動(ハローワークへの同行等)から就職後の職場定着支援まで、一貫した伴走型の就労支援を行います。

- 希望者には、協力雇用主での就労体験(5日間)を実施
 - ・1日あたり、受入事業所へ2,000円の謝金、少年に4,000円の手当てを支給
 - ・県で傷害保険に加入
- 就労後も、支援員が少年の悩みを聞いたり、雇用主と連携を図って定着を支援

就労支援事業へのお問合せは

NPO法人 福岡県就労支援事業者機構
TEL 092-721-0333 FAX 092-406-3271

非行少年等を雇用する際の万一の備えとして 福岡県就労身元保証制度のご案内

非行等の問題を抱える少年を雇用する際に、雇用主の方々に少しでも安心感を持っていただけるよう、少年が万一、雇用主に業務上の損害を与えた場合、その損害に応じて見舞金をお支払いする制度です。

対象少年や事業主の方の利用料負担はありません！

福岡県就労身元保証制度 概要

- 対象者：福岡県立ち直り就労支援事業(裏面参照)を利用し、就職する20歳未満の非行等の問題を抱える少年
- 支給対象企業：県内の協力雇用主
- 制度適用期間について：就労から1年間(対象者が退職した場合は、その時点で終了)
- 支給対象
業務上の損害や、以下のような経費で雇用主が立て替えたもののうち、対象者から未回収のものについて、100万円を上限(一部は上限50万円)に見舞金を支給します。
 - ア 賃貸住宅の敷金・礼金等
 - イ 住宅退去時の原状回復費用
 - ウ 貸与した携帯電話代(通常雇用主が負担する部分を除く)
 - エ 資格・免許等の取得に要した費用
 - オ 緊急時の医療費等(労災に該当するものを除く)
 - カ 財産犯罪による直接の被害(警察への被害届が必要)

※対象少年の雇用開始前に、身元保証制度への申込が必要となります。

※保護観察中の少年は、全国就労支援会が独自に実施する身元保証制度が優先されます。

協力雇用主を支える制度をご活用ください

①福岡県の入札参加資格審査における加点 詳しくは、**福岡県 地域貢献 保護観察**で検索
掲載箇所:福岡県ホームページ「地域貢献活動評価項目(保護観察対象者等の雇用)」
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tiikikoukenn-hogokannsatu.html>

②刑務所出所者等就労奨励金制度

③職場体験講習

④トライアル雇用制度

※②・③は保護観察所、④は各ハローワークにご相談ください。



身元保証制度のお問合せは

福岡県新社会推進部青少年課指導係
TEL 092-643-3388 FAX 092-643-3389



飲食業



製造業



介護・福祉



塗装業



土木・建設業

しごと たいけん 仕事の体験を してみませんか？

体験期間：1～5日間



建築業



小売業・サービス業



飲食業

体験者の声

人生が変わるとても
いい活動だと思います！



目標を見つけることが
できました！



れんらくさき
連絡先

といあわせさき
問合せ先

ふくおかけんしゅうろうしえんじぎょうしゃきこう
NPO法人 福岡県就労支援事業者機構
(電話 092-721-0333)



(申込者用)

「就労体験申込書」

記入日 平成 年 月 日

(ふりがな)

1 申込者

氏名 _____ 男 女

生年月日 平成 年 月 日

〒 _____

現住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

※日中必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

2 保護者の同意

- ・ 私は、本就労体験事業の趣旨をを理解し、申込者が就労体験に参加することについて同意します。
- ・ 参加に当たっては、機構及び受入事業所の指示に従い、事業実施に協力することを誓います。
- ・ 参加に当たって、犯罪等の前歴について情報提供されることに同意します。
- ・ 上記申込内容に相違ありません。

(保護者署名)

印

3 希望等

希望する業種・業務内容を記入してください。
(希望する地域などがあれば、記入してください。)

※土曜・日曜・祝日での体験希望は、受入事業所等の都合により御希望に添えない場合があります。

4 申込担当者意見

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

(申込担当者) 所 属

氏 名

連絡先



協力雇用主を ご存知ですか？

犯罪・非行の前歴を有する人を雇用し、その立ち直りを支える協力雇用主。

健全で安全・安心な地域づくりに欠かせない活動です。経済界の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

協力雇用主とは…？



犯罪・非行の前歴のために、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主の方々です。

協力雇用主の意義と必要性

■保護観察対象者の再犯率

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。



■刑務所再入所者に占める無職者の割合

再犯をして刑務所に戻った人の多くが仕事をしていませんでした。



なぜ刑務所出所者等に就労の支援をするのか？
皆さんは違和感を感じるかもしれません。現在の社会は、罪を犯した人を永久に排除するわけではありません。彼らは罪を償い、矯正教育を受けた後には、地域に戻ってくるのです。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を確保できなければ、彼らは再び犯罪や非行を繰り返してしまうかもしれません。実際、法務省の統計によれば、無職者の再犯率は有職者の約4倍もあり、また刑務所再入所者の実に約7割が再犯時に無職なのです。刑務所出所者等の再犯や再非行を防止し、地域の安全・安心を実現するには、彼らの雇用の受け皿となる協力雇用主の存在が不可欠なのです。

「協力雇用主」を支える経済界のネットワーク

事業者の皆さんが協力雇用主として活動する上で不安を感じることは、①対象者への対応、②従業員の理解、③取引先や顧客の理解などがあげられます。①、②の課題は協力雇用主自ら取り組むしかありませんが、そもそも協力雇用主が取引先や顧客等から排除されると、経営そのものが成り立たなくなります。対象者を自ら雇用しないまでも、自分たちができる範囲で協力雇用主の活動を支援する、そんな地域の支えあいが必要です。安全で安心な地域づくりを実現するためにも、協力雇用主活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

協力雇用主の活動事例 (有)野口石油 代表取締役 野口 義弘さん(北九州市)

野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良い所を持っている。それらをお互いに認め、引き出す職場にしています。私が初めて雇用した保護観察少年は、無免許に暴走、窃盗、シンナー乱用、家出等を繰り返し、家庭には居場所のない、淋しがり屋の子どもでした。劣等感が強く、自信が持てない。そんな彼が職場に慣れた頃、自信を持たせたいと思い、弊社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ、期待以上の頑張りをを見せてくれ、大活躍。今では掛け替えのない、弊社自慢の社員です。以来、保護観察所、警察等から就労相談があれば、すべて受け入れるようにしており、現在、社員の約半数が困難を抱えた少年達。でも皆よく頑張ってくれています。厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で、人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。



協力雇用主を支える制度

※制度によって条件が異なります。詳しくは下記にお尋ねください。

国の制度

■トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

最大12万円

■身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。

最大200万円

刑務所出所者等 就労奨励金制度

(実際に雇用してくださった協力雇用主に
最長1年間奨励金を支給します。)

■就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

最大48万円

■就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

最大24万円

福岡県の制度

北九州市の制度

■就労身元保証制度

県が実施する就労支援により非行等の問題を抱える少年を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。

最大100万円

■入札参加資格審査における加点制度

県・市に業者登録をしており、審査基準日(又は申請日)以前1年間の間に、刑務所出所者等を3ヶ月以上雇用した協力雇用主は、入札参加資格審査において、一定点数を加点します。

■協力雇用主見舞金制度

非行歴等がある少年を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。

最大100万円

※国・県の身元保証制度、市の見舞金制度の重複受給はできません。

協力雇用主制度、国の支援制度についてのお問い合わせは

法務省 福岡保護観察所

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴一丁目4番13号

TEL.092-761-6736
FAX.092-724-2322

福岡県の制度についてのお問い合わせは

福岡県新社会推進部青少年課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

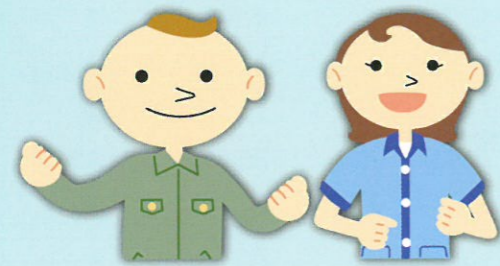
TEL.092-643-3388
FAX.092-643-3389

北九州市の制度についてのお問い合わせは

北九州市子ども家庭局青少年課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

TEL.093-582-2392
FAX.093-582-0070



福岡県立ち直り支援就労体験事業

NPO法人 福岡県就労支援事業者機構

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-4-7(福岡県更生保護協会内)

TEL 092-721-0333

FAX 092-406-3271

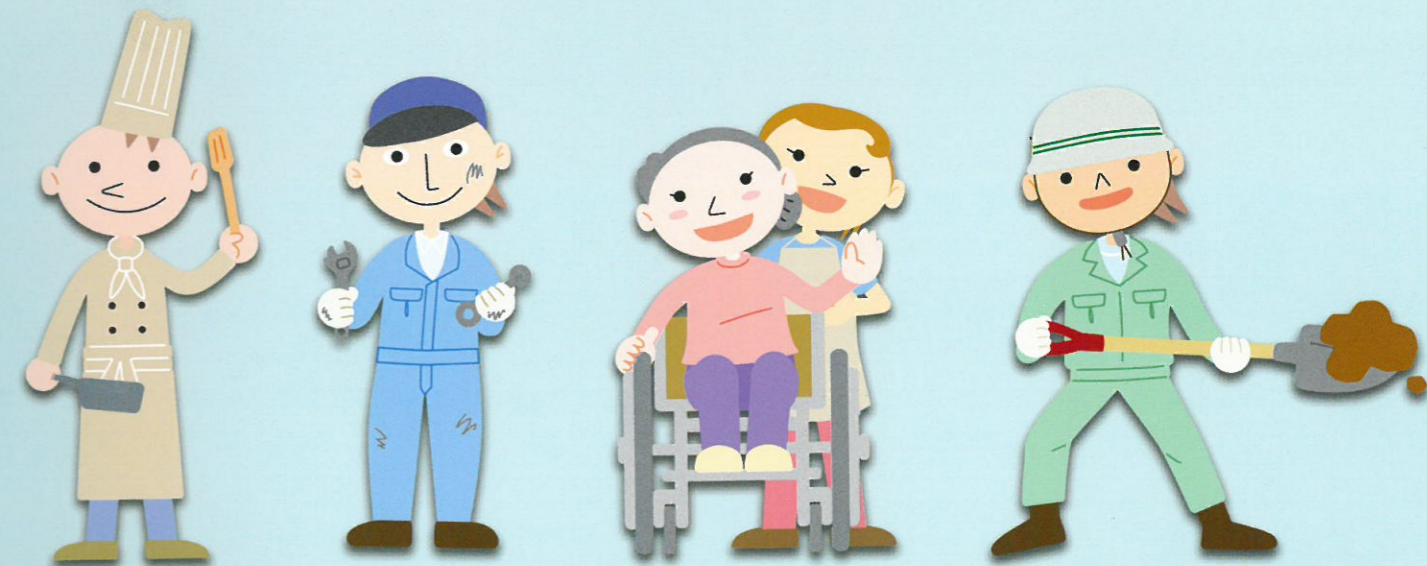
福岡県立ち直り支援事業

福岡県非行少年等就労支援事業 協力事業者研修

記録

開催日 平成28年3月19日(土)

開催場所 アークホテルロイヤル福岡天神



NPO法人 福岡県就労支援事業者機構

共催 福岡県協力雇用主会
後援 福岡県新社会推進部青少年課
協賛 福岡保護観察所

目 次

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 1 御挨拶 | 2~3 |
| 福岡県新社会推進部次長 | 重松 典子 |
| 福岡保護観察所長 | 西岡総一郎 |
| 2 基調講演 | 4~13 |
| 「子どもたちの居場所づくりに関わって～元総長のふれ愛義塾」 | |
| NPO法人 田川ふれ愛義塾 理事長 | 工藤 良 |
| 3 就労支援事業について | 14~16 |
| 福岡県新社会推進部青少年課指導係長 | 三島 正浩 |
| 4 パネルディスカッション (事例発表) | 17~28 |
| (事例1) 少年 A | 支援員 脇田 道子 |
| | 協力雇用主 上手 幸信 |
| (事例2) 少年 B | 支援員 山元 敦子 |
| | 協力雇用主 森下 辰幸 |
| 5 閉会の御挨拶と御礼 | 29 |
| NPO法人 福岡県就労支援事業者機構 常務理事 | 北崎 秀男 |
| 6 資料 | 30~32 |

御 挨拶

福岡県新社会推進部次長 重松 典子

皆様、こんにちは。本日は福岡県非行少年等就労支援事業の協力業者さんにお集りいただきました研修会ということでございます。非常に年度末のお忙しい中、このようにたくさんお集りいただきました。本当に有難うございます。

私、主催者の一人といたしまして、一言御礼のご挨拶を皆様にさせて頂きたいと思っております。あらためましてNPO法人福岡県就労支援事業者機構、ならびにその支援を担っておられる協力事業者の皆様方には、日夜、少年の立ち直り支援にご協力頂きまして本当に心から御礼申し上げます。有難うございます。

また本日、保護観察所からもおいで頂いておりますけれども、県の取り組みにご協力いただきまして、この少年たちをつないで下さるそういう役割をして頂いております各関係機関の皆様、本当に有難うございます。

本日は研修会ということでございますので、のちほど詳しいお話があるかと思っておりますが、現在の福岡県の状況を少しだけ申し上げますと、窃盗などで検挙、補導されました少年たちの数ですけれども、昨年約3000人という数字が出ました。

この数字はご案内のようにピーク時の約4分の1というように存じておりますけれども、内容を見ますと、なかなか再犯率が落ちないというふうな現状がございます。

ここが今、皆様方に今、取り組みをお願いしております、子供達の就労の支援、立ち直りの支援というところが、非常に重要になってくるというような部分が見えてくるのではないかと思います。私ここで申し上げる場でもなく、非行に走る少年というのは、様々な多種多様な色んな課題を抱えております。したがって、一度非行に走りまわったのちには、周囲の見る目も変わってきますでしょうし、何より本人自身が孤独感ですとか、喪失感ですとか、様々なものを抱えてそしてまた非行に走ってしまうというふうな、そういうその悪循環が生まれているのが多いと思います。皆様にはそういう状況の子供達に対して、信じて頂いて、寄り添いながらその支援をして頂いてるような状況でございます。

大変厳しい、しかしながらとても重要な役割を私どもはお願いをしております。県におきましては、これまでの子供達への就労支援体験に加えまして、進路の相談ですとか、あるいは就労後の定着というような形で、一貫した寄り添い型の就労支援事業を始めたところでございます。また雇用された子供たちが万が一事業所の皆様に損害を与えるというようなことに対応しまして、そのお見舞金の一部をお渡しするというような、就労身元保証制度というようなものも今年度からスタートさせております。また、これも今年度からの事業なんですけれども、ご協力を頂いております協力雇用事業者の皆様に対しまして、立ち直りを支援していただいている皆様方に対しまして表彰制度を設けると、こういった事業も今年から始めさせていただいたところでございます。

いずれに致しましても、県といたしましては今、少年の立ち直り支援というのは非常に重要な事業だと位置付けておりまして、ここ数年事業につきましてもどんどん拡充をしているとそういうふうな状況で臨んでいるところでございます。引き続きまして皆様方のご協力を、是非ともいただきたいと思っております。

本日は研修会ということでございますので、少しでも我々、今日、設定しました内容が皆様方の日頃の活動に使っていただけるような状況になれば、幸いかと思っております。

本日は本当にお忙しい時期にこれだけ多くの皆さんに集まっておりました。心から感謝を致しますと共に、今後も是非ともご協力を頂きたいと思っております。本日はご参加いただきまして有難うございます。

御 挨拶

福岡保護観察所長 西岡 総一郎

みなさんこんにちは。皆様方に於かれましては、保護観察中の再犯防止と、社会復帰に就労の占める重要性、そういったものに深い理解をいただきまして彼等の立ち直りにご尽力いただいております。また、皆様方は県が実施されております立ち直り支援事業にもご協力されており、非行少年の居場所復帰、就労支援を通しての未来を担う青少年の健全育成に大きな貢献をされております。保護観察所を表し感謝申し上げたいと思っております。また、支援員の皆様方に於かれましては、そうした非行少年に寄り添い、いろいろな人生の様々な相談に応じていただき親身になってご支援いただき、その立ち直りを日々支援していただいております。皆様のご活動に深い敬意を表したいと思っております。また、県に於かれましては、本事業の推進、更には協力事業主への皆様への入札参加資格制度の導入など、いろいろと協力雇用主へのご支援、就労支援の推進にご協力、ご尽力賜っておりますことに対して厚くお礼申し上げます。

さて、保護観察制度に登録いただいております協力雇用主の皆様は、現在600社を超えておまして、本年度中に180社程度増加しております。また、その600社の中で常時80社以上の事業主の皆様は保護観察対象者等を雇用していただき、立ち直りの支援をして頂いている他、本日の事業のような非行少年の立ち直り支援、或いは付添人の皆様からのご依頼による非行少年の雇用による立ち直り支援、更には暴力団からの離脱者の就労支援等、様々な保護観察対象であるかいないかにかかわらず就労支援を実施していただきまして、安全安心な地域社会の実現に大きな貢献をされております。

政府のほうでも、この就労支援事業或いは協力雇用主の皆様の活動を大変重く見ております。実際のところ、政府の、犯罪に戻らない・戻さない宣言の中でも、協力事業主、雇用主の皆様、実際に雇用をしておられる雇用主の皆様の数を3倍に増やすという数値も設定されております。そうした中、法務省の中では協力事業主の皆様への奨励金制度を創設いたしまして3億8千200万円の予算を計上致しました。この予算、十分に活用していただきましたこともありまして、お陰様で来年度は5億4千900万円に増額されることになっております。更には首相官邸で開催されました立ち直りをさせる方々と語る会、というような会合にも福岡県からは野口石油の野口社長がご出席されるなど、協力雇用主の皆様に対する政府の非常に重視する姿勢というものは、明らかになっていると思っております。

さて、この就労奨励金制度をご活用いただきました雇用主の皆様のご意見を拝聴いたしますと、まず、全く仕事について経験がない、そしてお客様や従業員としっかりコミュニケーションをする能力も備わっていないし、また住居もないし、仕事をするための道具や服装も持っていない、そういうふうな人たちについて一からいろいろなものを備えてあげるといってこの奨励金を活用いただいているようでございます。実際に経験がないので戦力にならない段階から、余裕をもって指導するようになった、或いは様々な服とか作業着等を買うそのためのお金に充てたと、或いは研修など通して資格や免許を取る、その助成のために充てたということで、非常に好評なご意見等を頂いております。反対にいろいろとご注文やご不満等もいただいているところでございまして、保護観察所といたしましてはこのような事業主の皆様のご意見に耳を傾けながら協力雇用主の皆様の支援の充実を図ってまいりたいと思っております。また、福岡県をはじめ、地方公共団体、経済団体や関係機関団体との連携を推進しながらこの就労支援に携わっていただいている人々の輪を一層広げてまいりたいと考えております。どうか皆様方に於かれましては、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日の研修会が実り多いものとなりますことをお祈りし、そして本日ご列席の皆様方のご健勝と、そして皆様方の事業のますますのご繁栄を祈念申し上げます。お祝いのご挨拶とさせていただきます。本日は誠に有難うございます。

■基調講演

「子どもたちの居場所づくりに関わって～
元総長のふれ愛義塾」

NPO法人田川ふれ愛義塾 理事長 工藤 良

【司会：藤井】 平成27年度福岡県非行少年等就労支援事業者研修を開催いたします。私は本日の総合司会を務めさせていただきます、藤井幸恵でございます。多々、不行き届きがあると思いますが、お許し頂きます様お願い申し上げます。

【山下】 みなさんこんにちは。あの一、工藤が紹介されたのですがすみません、脇役が最初に前に立たせていただきました。私は、工藤が暴走族を解散して自分とボランティアをしたいということから一緒に活動をさせてもらってきました。現在、田川市立田川中学校で教員をしています山下と申します。よろしくお願ひします。まず最初に私のほうからすこしだけ塾の子供の様子とか話をさせてください。うちのクラスに今年卒業しましたしゅん君という子がいました。去年の8月に沖縄からうちの塾に来た子供です。沖縄で学校に馴染めずにいろんな非行行為を繰り返してお母さんがたまらなくなって、工藤の存在をネットで見つけて相談してその子が連れてこられました。と同時に田川市のほうに籍を移しまして、ちょうど自分が学年が同じだったものですから自分のクラスに在籍して面倒を見ていくことになります。といっても、学校で生活をしていただけではありません。塾でほとんどの生活をしながら、最初は生活を安定させるために3か月ぐらい塾にいて、比較的落ち着いたら田川市に生活指導教室という、いわゆるフリースクールのようなものがありますのでそこで勉強しながら様子を見て、よかったら学校へ出て行こう、もしだめだったらそこで相互のやり方でやっていこうというふうにしてみました。去年の冬ぐらいに一度塾の先輩と脱走して、ちょっと事件を起こしてしまいます。おばあちゃんに怪我をさせてしまって、一時的に工藤から激しく怒られたことに、もうここじゃやっていけないと思って飛び出した子なんですけど、その子は今年中学

校3年生で先日卒業を致しました。結局最後まで学校の教室で勉強することはありませんでしたが、最後、体育館で塾のスタッフ、あと福岡保護観察所の主任官さんも来られて、塾のスタッフとうちの職員とその子一人ぼっちでしたけど卒業式を行いました。その子は今年の4月から、田川郡の神埼町にある高等学校に通うわけですけど、その子が高校を入試する際に書いた作文を少しここで紹介をさせていただきます。

「将来の夢はまだ具体的に決まっています。でも、地元沖縄で工藤さんのように施設を作って、自分みたいな生徒の相談に乗っていただけるようなことをしたいと思います。そのために高校で、勉強や人との付き合い方などを頑張っていきたいと思っています。」というふうに触れてました。自分は、何回も話をするんですけど、しゅんが、どうするんかと言ったら、いや、わからんです、もう二言目にはわからんですというのが口癖で、いつもわからんわからんと言ってて、将来どうするんかという話も実際見に行ったりしながら、いやわからんですと言ってきて、でも作文を書かなくちゃいけないから自分の将来の夢を書いて来いと、今決まっていなくてもいいぞとプリントを渡して一番最初に書いてきたのがこの、将来工藤さんみたいな仕事がやってみたいという風に思っているという子どもでした。

4月から高校に行きながら、自分でも早く自立したいというのがあって、ガソリンスタンドのほうで、まあ野口さんではないですけどスタンドのほうでバイトをしていながら高校の生活をやっていくようになってます。そのバイト先も実はこれまで面倒を見てきた塾の子供が働いていたところを先輩の紹介という形でしてもらい、そこで働きながらいろんなことを学んでいく、自立をしていくと思っています。そういう社会関係、社会とのつながりの中で人が成長していくというのがすごく重要だなと思っています。ここにいらっしゃる方々が、様々な子供たちを受け入れてくださって、私的に言ったら教育になるんですけど、私の行っていることが学校教育というなら、みなさんの行っていることは本当に生きた社会教育の分野に直

結してくる中身になっていると思っています。この社会教育の部分はこれからの新たな社会というか、持続可能な社会と人生の成功という大きな目標に向かっていく大きな力のベースを育ててもらっているんじゃないかなと思っています。塾で育ってきた子供たちがたくさんいますけど、どんなふうにして塾を開いてきて、どんな思いで工藤がいまやってきて元暴走族の、私、その学校の校区で以前働いていました。工藤良というのはすごく悪名高くて、私は元は小学校の教員だったんですね、6年前から中学校の教員になってしまったんですけども、小学校の教員をしてても、名前出していいかなと思うんですけど、工藤と花岡っていうゴールデンコンビというかこの悪名が、とにかくこの二人をおさえないとその金川校区という中学校が大変だということであつと話を聞いていたぐらいの青年が今こんなふうにして座ってきたというのがすごいなと思いながら、自分も今日の当たり横で、工藤が立ち直ってこんなふうになっていくまでの、一緒に活動をしていながら様々な勉強をさせていただいているところです。今日はよろしくお願ひいたします。

【工藤】 皆様、改めましてこんにちは。今日は自分のようなものの、こういう貴重な体験をさせていただいて有難うございます。

今、話をさせてもらいましたが、今日は急ぎょ山下が来れるということで、こういう形をとらせてもらったんですけど。以前は7、8年前まではふたりでいろんなところにも行って体験を話して、難しい部分は全て話してくれるというようなことをやっていました。先生も今、地元で生徒たちと向き合っているんで1年に1回いっしょに行ければいい方なんで、久々ですけど今日また新鮮さを感じたところです。今日は自分自身も決って頭いいわけでもないし中学校しか卒業してないし、その中学校はあんまり行ったかどうかもわかりませんので、そういう部分で関わられませんが、自分が見てきたものとか感じてきたものでお話しできるかなと思っておりますので、その話が今後の皆様方の生活の中で少しでも役に立ったらいいな

という思いで、今日は発表します。限られた時間なので全部が全部お伝えできませんけど、何かほんとに興味を持っていただけたらうちの施設のほうに遊びに来ていただけたら、その空気とか感じられたり何かしら得る物がもしかしたらあるかもしれないので興味があつたら来て頂いてもらった方がいいかなと思います。

いろいろ言うより自分たちの活動、それには出て行く後がいちばん大変なんですね。それにはやっぱり就職とか雇用していただかないと先には行けないので、ほんとに心から皆様に感謝しております。それにほんとに自分たちの塾があるのは田川市というところでありますので田川の、今日も来ていただいているケアハウス光さんですね、あとはうちの叔父がやってる〇〇工務店というところがありましてその2社には今現在も預かってもらって迷惑ばかりかけてるんですけど、なんかあつたらいつでも言ってねとか、昨日ですね、雇用主じゃないんですけどケアハウス光さんの〇〇社長が電気屋さんを紹介してくれたりとかいろいろそういう個人的なサポートもしてくれているので、心強く思っております。

この場をお借りして皆様方にはお礼申し上げたいと思います。有難うございます。

それでは、話に入っていきたいと思ひます。最初にうちの塾の説明というか、どうして塾を開いたのかということをお話したいと思ひます。まず自分が今やっているのは更生保護施設というところをやつてまして、日本で104ヶ所ですね。そのほとんどが、更生保護法人というところが運営してらるんですけど、自分のところはNPO法人で運営しております。他には社会福祉法人と財団法人の3つがあります。実質的には103ヶ所、いわゆる刑務所を出た人、犯罪を犯した保護観察中の人たちが、身寄りになかったり次に結びつくために一時そこで寝泊りをして従事しているというところです。財団法人でやっているところは職業訓練というのでまたちょっと特殊なんですけど、それは沖縄にはあります。ほかの施設に関しては、60～70年前、ほんとに100年近い施設もありますけど自分とこと長崎も社会福祉法人に関しては

2009年からですね、更生事業に参入させていただきました。うちの施設では大体1年から1年半、対象者を預かって就労に結び付けていくんですけど、ただうちの子たちというのはほんとに家庭環境とか背景が厳しくて、なかなか更生保護施設でもとれない子たちがうちに来ます。全国から今来ております。ほんとに最終砦というか、ほんとに2回3回少年院に行った子たちが平均ですかね、そういう子たちもいます。あとはその中でも民間事業をやっつけて、親御さんとか学校、警察から連絡を受けて、一時預かってくれん？とかそういうこともやっています。家に行って本人に、今は少なくなってきたけど脱法ハーブとか警察とかが介入できないところに自分たちが行って、暴れたりするからそこを取り押さえておまえらがやっていることは絶対違うというところを強い説得をして連れてきて、処遇といいますか関係性を作って薬を抜いていくとかというようなこともやっています。犯罪の種類もあるんですけど大きく3つに分けたら、ひとつは暴力団とか暴走族とか反社会的といいますか、ヤク密輸をやっているような子供たち、あとうちは昨年12月から女子更生保護施設として女子も扱っております。女子の問題も特有で難しいんですけども女子青年専用というのが日本にないので、そこは誰かがやっていたかいかんと、6、7年やってたから、ゼロか100か、やめるかやめんかの話までになっていたんですけど、自分についてきてくれるスタッフ、また保護観察所の職員の方たちと話をし保護専用施設にして細かいケアができるようになってきたから、やっと2月8日に認可を頂きました。

現在、国から委託を受けて民間合わせて25名の13歳、中学1年生から22歳までの子を預かって活動しています。

自分も更生保護施設とかをやるという予想もしていなかったし、この場に立たせてもらっているというのも何年前までは予想してなかったし、なんでこういうふうになっていったかというのを話しして、最後にまた山下先生にまとめてもらおうかなと思っております。

まずその、自分自身も紹介があったように悪い

ことばかりしてきました。小学校2年生の時に両親が離婚、母親に引き取られて6つ離れた弟と3人で生活していくんですね。親父が借金をかなりして、働かない、酒もいっぱい。博打もする。そんなんで家庭が崩壊して、母親が夜仕事に行く、当時はそんなに意味が分かりませんでしたけどスナックに行く。で、夜中の2時3時になるから弟の面倒を見取ってくれというので、そういうところから淋しさが募ったのと、学校に行っても手につかないという。だから3時くらいまでは弟の面倒を見てたんで。学校行っても眠たいし宿題もできない状態。そんな中で出会いがありまして近所にさっき言った花岡君という、自分の兄貴的な存在になってるという人がいて、よく面倒を見てもらって、この人みたいになりたいなと思って、剃り込みとか入れてやんちゃしてましたけど。なんかかっこいいし、男ぞ！という感じですよ。お父さんの部分を重ねたという。たぶんそこが大きかったと思いますけど、可愛がってもらって。弟のようにしてもらって。で、そのお兄ちゃんがバイクやら乗ってましたので、小学校5年ぐらいにはバイクとかに乗って遊んでました。中学校2年生で、兄ちゃんたちが作ったその暴走族に入って。その頃には同じ境遇といいますか、自然と人数が多くなってきて、暴走族で自分たちのストレスの発散をしておりました。で、その時にいろいろと事件があり保護観察が付いて、今日、来てるんですけどその時の担当官、曾根崎先生、今、更生保護協会をされてるんですけど。ほんとにその時はまだこんなに素直じゃなかった。すみませんでした。で、その時に保護観察が付きましたけど、そこでも悪いことがやめられなくてまた暴走族をしていってとそういう感じでした。中学卒業して職業訓練校に行ったんですけど、またそこでも、義務教育とは全然違いますので先生がやっぱり厳しくて、自分勝手ですけど煙草を吸ったり悪さをしてすごい指導を受けたりするので、それに嫌気がさして結局3か月ぐらしかもたなくてまた辞めて、仕事も転々としたんですけど、どれも長続きしなくてですね。でもその時の自分の思いというのが、兄ちゃんの作った暴走族の跡を継ぎたい

というのがその時の目標だったので、それ一心で窃盗と恐喝を繰り返して暴走族を続けていきました。で、18歳の時にそういう風なリーダーになれたんですけど、またいろんな恥部が重なって少年院に入ることになりました。自分がこういう立場になっていろんな少年院に行ったりするんですけど、その当時とやりかたはだいぶ変わってきてるんですけど、ただ自分もその少年院の中では気付かなかったといいますが、ほんとの意味での改心はできなかったし、住めば都じゃないですけど、その中でも楽を探してるというところ。反省文とか作文とか、先生たちからこれやんなさい！と、強制なんでそれに従っていればいいということで、自主性というものを持つことができなくて。出てからも親が引き取ってくれたのでまた地元に戻りました。地元に戻ると同じ環境なんで、変な見栄というかなかなかそこから抜け出せないという。当時誘ってくれる人もいなかった。結局自分がリーダーという立場でまた帰って。また仲間が集まってきたときには大人しくしようと思ったんですけど、やっぱり見栄のほう先立ってしまった。次の日にはまたバイクに乗って遊ぶというようなことをやりました。で、そこから暴走族は一時辞めたんですけど、今度はその先輩の延長線上に暴力団というのがあるのでそこつながって、まあ多分そういうような闇社会みたいなことをして生活してきました。二十歳になって結婚して子供もできて、一時落ち着きは取り戻したんですけどやっぱりそのまんまではなく好き勝手にやっていきたいし、田川市というちっちゃい町では好き勝手に自由奔放でなんでも決まってきたのでそこが抜けられなくて、また元に戻って。一時別居をして、また自分だけその闇社会で仕事をして生活をしていきました。今度はそこで薬物をどんどん使っていくって覚せい剤にも手を出してかなりどっぷり浸かっていましたね。今度はそれで逮捕されることになりまして、22歳の時に拘置所に入ることになりました。その中でほんとに気付くというか、少年院に入った時とは違う感覚がありまして。馬鹿話ですけど、どの宗教に入るとかじゃなくて自分はそのじいちゃんやばあちゃんがをものすごく

信じてまして、その縁もありまして山にこもったりとか滝に冬に打たれに行ったりとか、もう14年目になりますけど。そういうところに惹かれて行って。体験させられたんですね、その拘置所でね。いろんな振り返りができたという。自分がその拘置所で感じたのはやっぱりみんななんで次に行けないのかと、留置場の隣でも話するんです。それでおじちゃんがひとり捕まって入ってきて、入ってきたときに覚せい剤をいっぱい持ってたと。あ？しも一た、あそこに隠しておけばよかったと話をしよるんですね。けど捕まった。そうじゃないやろと。そんなことしてないなら捕まってないやろと。どこかでみんな、反省というか自分で非を認めてないという。そういうことが、うちの子たちもそうですけどやっぱり誰かのせいにしてたりとか。やっぱり一番大事なのは振り返りとか、自分自身に原因があるというところをわからないかん、考えていけないのかあと。そこには学んだというか気付かされたというかな。自分自身ほんとにそこではいろんな気付きがあって、ちょっとそういう神様仏様じゃないですけどそういうところに縁があって、そこから払って、絶対この町でまじめにやっていくやという決心がついたと思います。ただ自分が捕まっていた時にも、自分の後輩たちはやくぎ屋さんに使われていたので、ほんとに自分が直接かかわった子供たちだけはやっぱり元のルールに戻さないかんという自責の念にかられまして、そこがやっぱりいちばん最初にせないけんことと決意をしました。そして嫁さんが面会に来てくれたんですけどね。そのときに〇〇さんの思いを語って、俺が出たら、俺だけじゃなく引っ張った人間を元のルールに戻して一回は手伝ってくれんかということで話をし、そこでもう一回だけチャンスをやろうということで嫁さんから言われて。また再出発することになりました。田川市の最後の裁判で執行猶予付きですけどね出してもらえたんですけど。ただ、ほんとにちっちゃな裁判所ですけど、今でもはつきり覚えてるんですけど、5、6台車が停まって、先輩たちやくぎさんがもう一回来いと、身内がおろうとおらんでも関係がないので、乗せられて小高い公園が

あるんですけどそこに連れていかれて。ものの30分やったと思いますけど、ほんとに自分は3時間4時間に感じて。そこで初めて自分は、それまで怖いとか恐怖感を感じたことはなかったんですけど、俺はなんで22年間もこの町でなんちゅうことをしてきたんやと。それがやっぱりそのときの結果というか答えなんで。ほんとにその時、絶対断らんと未来はないと思って、ほんとに怖かったですけど。並べさせられて本物のやくぎにするぞ言われたとき、タイミングは今、今、今や！というときありまして。で、ほんとにすいません、俺は抜けますと、付いていけないとはっきり言ったら、向こうもそんなに、びっくりしとって自分はそんなに考えて思っただけでなかったみたいで。自分は4ヶ月くらいからほんとに悩んで腹括ったんで。ただその時に、お前、連れてきた若い子たちをどういうふうにするんかと。自分が連れてきた20人、30人いましたんで。その2、30人を並べて今から真面目になるぞと言ったら、あんた頭おかしくなったん？馬鹿やない？と。やっぱワルの工藤に順いてきてたんで。まだ自分にはそれだけの力がないと感じてたんで。とりあえず自分だけ抜けさせてください、家族のために頑張っていくということをはっきり伝えてですね。そこから抜けました。やっぱり田川市というのは5万人の町で、ものすごく狭いんですよね、やっぱりスーパーやら買い物に行くと自分が可愛がりよった後輩たちがおるわけですよ。ただやっぱりその当時ペーパーの子たちが、噂ですね、自分はたった4ヶ月でケツを洗ったとか泣きが入ったねとか、そんな噂を立てられてガン付けられたりとかしました。ほんとに悩んで苦しかったんですけど、その時自分は鬱病とかいうことを知らないんで、ほんとに悩んで出れなくなってですね。3日くらい家におって怖くなって、嫁さんにこの町から出ろ、絶対食べさせていくと言ったんやけど、嫁さんは出るんやったらアンタだけ出なさい、ということ言われたので、もうほんとに自殺しかないなあとあって、持ってる包丁だけ持って山に入ったんですね。山に入ったけどやっぱり刺しきらないし切りきらない、ほんとにそうなると思わなくちゃ情けないなとい

うふうにまた夕方ぐらいまではおったんですけども、出て、そこで自分の地元にお寺がありますので、その時は宗派なんて全然知らないですね、まあお寺に駆け込んだらそこが保護司さんがやりよってですね。その保護司さんが、あの人に助けられてなかったら、今ほんとに自分はあるかなあと思うんですけど。その保護司さんが、入んなさい、もうとにかく。覚えてないんですけど、その住職が言うには「住職、俺は助かるやろか」というようなことをものすごい真剣な顔で聞いたというように言っていました。ほんとに覚えてなくて。ただ、通されて6畳ぐらいの部屋で20分ぐらい待たされたんですね。ただその時に住職が言うには「ヤバイ！工藤が来た！」とわかってみたいで。むちゃくちゃ怖かったと。思い詰めて来とったしね。でも住職はほんとに受け入れてくれて。20分間ずーっと顔を洗いよったと。で、そこは浄心宗で親鸞さんとお釈迦様の教えで。フル回転させて、どんどん自分の知識を持って自分の目の前に現れてくれて。で、自分がいろいろ投げかけた言葉を、多分、その人たちの言葉で返してくれたんですね。で、その言葉がむちゃくちゃこう、なんていうか落ち着くし気持ちがよくて。で、「住職、明日も来ていいか？」と。毎日がそこが自分の精神安定剤みたいになって。毎日そこに通うようになって。住職がいなくてずっと待ってた。待つだけでも気持ちが楽になった。で、受け入れてくれて話をしっかり聞いてくれて。そんな中でだんだん自分が保たれていったと。そういう流れでバイトもしましたけど、スーパーなどで。嫁さんも身内の社長にですね、修験道とって田川に英彦山という山がありますよね、そこに行をやりよう方がおると。その方も同じようにやんちゃしよったけど、一時はほんとに大きな会社しよってですね、その時に紹介してもらって。そこで修業も含めてそこでお世話になったんですね。で、そこで2年間ぐらのお世話になって。だんだん自分に自信がついてきて。そこで10トンダンプを乗らして頂いてたんですけど、寝不足も続いてですね。川土手からダンプを落としてしまったんですね。回転させて。ほんとに結局入院して腰の骨にひびが入って気を

失ってたんですけど、そこで救急隊員に言われたのは「よう助かったねえ」というようなことを言われたので、ああ俺、生かされたんやなあというようにことをベッドの上で感じて。ただ自分の他にまだやんちゃしてましたんで、田川でですね。このけじめだけはつけないかと思って、自分の1年下の子のところに病院から抜け出して説得しに行つて。その子に、今からみんなで真面目にならんか？ということ話をしたらですね。その子は「今更なんを言いまんか。俺達にはこの道しかないんや」と言われたけど、自分はその目の奥に「工藤、どうかしてくれ」「俺たちもほんとに真面目にあたりまえに生きていきたいんや」ということを感じたんですね。ただただ何回も口説きに行つたというかあきらめずにですね。行つたらその子も納得してくれて。でそれからパーッと後輩にもおろして行って、まあうちのさきが金川校区ですけど、先生の仕事は、朝行つたら親鸞の袋を拾う、その仕事をやったらしくて。これはもう絶対そういうこともなくそうと。暴走族はもうすべてこの金川校区からなくすんやと。自分も先輩には話をしに行つて。で、山下先生と出会いがありました。まあその前にほんと悩んでですね。なんかボランティア団体をやりたい、今まで迷惑かけた分地域の清掃でもいいなあと。考えてたんですけど。田川市役所に訪れたときに、最初に市民課行つたんですけどね、行つたときに話を。まだ、今も人前で話すことは苦手なんですけど、当時まだ僕はつけあがったこともあるし、そんなんで、暴走族でボランティアって説明下手やったですね。そしたら多分その話は何々課だと思ひますって言われてその課に行きました。で、まずそこでもそれは多分あっちの課やと。言われて、最後また市民課へ戻ってきたんですね。でもう、そのときにいいや！と。話聞いてもらえるとこはないんかなと。そこでぼーっと思ひ出したのは、自分、中学の時によく同和担当というかですね、先生によしてもらった記憶が、頭に蘇つたので、もしかしたらまだ中学校や小学校にその先生がおられるんやないかと思ひ、やんちゃ担当の先生が、たまたま中学校に行つたらなくて小学校におるよ

ーということで、そこで山下先生に出会つて。「やあ、あなたが工藤か」と。自分の3つか4つぐらいの後輩からずっと見てきてるんですね。だから「あんたたちと切り離すのが大変やった」と。でもその先生たちとそこの校長先生が「あんたたちのボランティア団体作るんやったらもうみんなやろうやないか」と言ってくれて。ほんとにそこからが、校区自体が小学校含めて受け入れてくれてその暴走族と一緒にみんなをよくしていこうという動きを作ってくれてですね。そこからやっていきました。その活動自体が2年間やったんですね。最初は全然働いてなかったんですけど、1か月いっぺん金川校区の人たちとかいろんな障がい者施設とか行かせてもらって、いろいろ噂が回つてですね。そしたらいろんな人が見に来てくれて。「兄ちゃん、うちで働け」とか、みんなも結構就職に就いて行けたんで、2年かけてみんなをちゃんと自立させて行けたと。その中でも二人、これは自分ずっと言っただけでなかったんですけど、もう今やっとなんか笑えるようになりまして、もう言うね5年経ちましたので。その中から二人ほどやっぱ暴力団に入ったんですね。最後、ボランティア団体作るときに「工藤、俺達には俺たちの世界があるから行くよ」と。で、二人だけ暴力団に入りました。でもその子たちも辞める時にですね、まあ辞めたんで結果的にはね4年前に。辞める時に自分に電話をかけてきて「やっぱり工藤君が言うことがほんとにやった」と。中にはおれなくなって田川を出た子もいますけどね、今出張行つたときは一所懸命働いてるんでご飯とか食べますけど。もう帰ってきてもいいんですけど向こうで生活しているんで、なかなか帰ってこないんですけど。そういうところで自分が直接かかわった人たちがみんな自立をしていった。そういうところでは自分も楽になったしやっとなんか笑えるかなあと。そこから活動は終えてテレビとか新聞とか出たんでパーッと全国から相談が入つたんですね。昔の工藤さんみたいにうちの子がなつちよつた。家で暴れようとかいうことがあつて、警察署とか田川市役所にパーッと相談が入つたので、すぐ対応させてもらつて。今度はやっぱり自分たちがそういう人たち

のために何か一つやっつけていかないと、田川ふれ愛義塾というのを先生と相談して一緒にやろうと。ただまあその箱とかもないんで、うちの家というか、当時は4人暮らし、子供二人と嫁さんと。一部屋余ってたので、そういう居場所にしようと思って。ということで自分が迎えに行つて。暴力団から逃げたいとか暴走族から抜きたいとかいう子どもたち、電話もありましたので、そこで預かってやっつけていった。そこから先生たちと話し教育委員会とつながって、田川市の中学生たちにも外に出れない子、学校に来れない子たちもいたんで、ゲストティーチャーとかに呼んでもらって講演のお金を頂いて、預かってもらったお母さんたちに支援してもらって、一部屋をですね、またアパートを借りれるようになってそのアパートに自分たちの仲間が、先生を含めて24時間誰かがそこにいると。シェルターみたいなのを作ったんですね。そしたらそこにみんなが集まってきて。で、その子たちは24時間外に出っぱなしじゃなくて、半分の時間守れる。うちに来るのみんなやっぱり勉強してたんですね。そういうシェルターを作って、だんだん人数が多くなってきたのでまた、一部屋を借りましてそこでちゃんと団体を作って、正式にそのふれ愛義塾を施設みたいな感じにしていきました。で、先ほど更生保護施設、ここはですねほんとに自分は誰にも言っていなかったんですけど、まああの別にそんな隠す必要もないので、そこでやっつけていきよつたらですね、少年院在院中の保護者から電話が入りまして、更生保護施設から断られて行き場所がないんです、と。お母さんが言って。自分はほんとその時知識が何もなく、少年院とかは行ったんですけど、ただ更生保護施設っていうのがあるってわかってきたんです。その更生保護施設が断るっていう現状を全く知らなくて、自分は、全員が救われるっていうかそう思ったんですね。でも更生保護施設が断ったらどこへ行くの？っていう不思議になってそこから勉強して、ただお母さんもかなりあせってたんでまあ2か所3か所断られた。そしたら、いいよ、うちが、俺が引き取るから。そこから自分も勉強、知識を入れ出して。そしたら偶然的にも

僕と法務教官とですね、先生と出会いました。で、その先生がまたうちに手伝いに来てくれるようになって。で、先生が今日来てますけど、その教官が言ったのは、保護観察所の支援は何もないと、その当時はですね。で、見にも来ないのと。いや、見に来てもらってないと。そしたらその人はやっぱりちょっとこれはおかしいと。もう見た形は立派にやっつけていきよう、何らかの支援は作らんといかんというふうに、その方が一所懸命動いてくれたんだと思います。あるとき、自分はその時、市役所の人たちが、さっきの市役所の話もありまして、市役所っちゅうのはやっぱり苦手やし、なんかこう上から目線というのを感じて、もう受け付けなくなったのでやりとりは嫌やったんですけどね、でもなんか一本電話が入りまして。その北九州の観察所に来てくれんかと。なんで福岡からかわからんのですけど。まあそこに法務省から役人が来るとかいうことで、わけわからずに行ったんです。行ったらほんとに垢抜けて、ええ？？ほんとにこの人市役所の人？チョイ悪親父みたいな感じで。そして二人で話をしよって。当時はあんまり意味がわからんけど、10年後のことを語りました。こうなったらこうなっていくと、やれる人がやっっていく時代が来るからと。なんかでもほんとに、その時代が今、実感するんですね。その人が一生懸命語りようのを、自分は、わあすげーなーと、なんか惹きつけられるものがあった。今まで自分も人と人と生きてきたし、今自身もそうなんですよね、今、何も考えず今自分が本当にこの人とお付き合いしたいと思つたらやっぱりその人とどっぷりお付き合いしていくし、なんかその立場ということじゃないんですね、人と人の付き合い。でまあ、この人は何かこう説得力があるしかっこいいし。そこで更生保護施設のことを勉強させてもらって。実際、少年院でやりきる人がいない、ほとんど少年院で失敗してるから。やりきる、一緒にやらんか。やってくれるかって逆に言われてですね。ただ自分はその、法務省の人としか、なんかその市役所と法務省とその時はあんまり意味がわからなかったんで、一緒みたいなもんで、まあそんな感じで話を聞きよって。ただその人に惹

かれて、「わかりました、自分でよければやります。」ただほんとに感じたのは、7,8年前は正直自分、檻の中にいたんですから。ただその人が自分に頼むということがすげーなーと思つてですね。だからほんとにこの人は腹がすわつちよーし、やっぱりなんかほんとに凄さを感じたのが正直です。後で聞いてみるとやっぱり親近感がある。結構上の方で偉い人だ、その人が今自分に頼んでる。今その人が本省で事務次官の一個下なんですけどね。その人から口説かれて。10年先のことっていうのはほんとにその通りに今、なってる。で、そういうところで今、更生保護施設を勉強している。このことはこれまでに言うタイミングなかったからあんまり言っていないんですけど。そういうふうにして更生保護施設になってきました。今さっき言ったようにいろんな問題があります。さっき3つのパターンに分けましたけど、うちで預かると、暴力団関係の子、普通の子、女子の子ですけどね。それぞれに可愛がって。もうひとつ見て見ぬふりはできないっていうのは、やっぱりあのサカキバラセイトとか佐世保の事件、あそこまで大きな事件は正直ないんですけど、あのように結び付く子供たちっていうのは本当に今結構いる。何かあったとしてもやっぱり病院とか医療少年院とか行って、ほとんどの子がなかなか難しく。自分自身もひとりそういう京都医療少年院からとつたんですけど、京都医療少年院に行くとはほんとにVIP待遇です。院長たちもみんなずらーとこう、面会に行っただけなんですけど。なんでこんなに大きさにするんやろうと思つたら、更生保護施設から面会に来たのは10年ぶりって言われて。それに自分がマジすか？と。やっぱりその抱えてる問題は大きいのがあってしょうね。ほんとにうちに来た子の中には、最初はもう薬を十何錠飲んでましたけど半年後にはもう全然飲まなくなったし。自分自身は考え方は環境で変わったものは必ず環境で戻せる。自信があるんでしょうね。まあだけんその子もそういうふうにして就職に就いたり、まわっていったし。だけんやっぱりその更生保護施設っていうのは今踏ん張り時やし、今こそ頑張つて。また介受準備もできましたけど。今こそがんばらなきゃ

いけないっていうところもやっぱりあります。自分の思いは、更生保護施設は歴史が長いんですね。ほんとに100年ぐらいなると思います。ただ自分が悲しいのは、町に出てですね、保護司さんとか保護観察官っていう意味が分からない人たちが多いんですね。そこにはちょっとほんとに悲しいっていうのがあります。こんだけ社明運動に啓発して、力入れてるとこは相当に入れてる、認知度もあるんでしょけど。なかなかわからないっていうのもほんとに悲しいのでこれは社会が考えていかなきゃいけないと。そこだけ外される。よくちっちゃい消防署とか、警察とか学校は連携しても保護司会だけは退かされてるとか。ほんとにそういうことはあっちゃいけないし、現場をやっているのは保護司さんだから。保護司さんたちと連携を取って市町村と、つながりを強めていかんといけないなあと思うし。あと、更生保護施設でも、今携わってる人たちは年齢が高いんですね。1年に1ぺん施設長会議、研修会があるんですね。で、自分、後ろに座って見てるんですけど。法務省のしゃべってる方たちは40代の若い人たちが結構しゃべってる。後ろから見るとそれを聞いている施設長は、おじいちゃんたち、70代の人たちです。まあ早い話が、もうちょい頑張りましょうよと、もうちょい就労率を上げてください、もっとうごいてくださいって言ってるんですけど、そこもあるんですけど、なんかちょと矛盾も感じます。要は、その人たちにそれ以上やれって言ってももう無理、かもわからんのですよね。一所懸命みんなやってくれてる。それ以上やるならそういう仕組みを作っていかなきゃいけないなど。自分自身、いつとも後ろから見よつて思うんですね。はっきり言つて自分もよく言ってるんですけど、更生保護施設の建物は、国から建ててもらったんやろう、市から建ててもらったんやろうと。結局みんなそこしか、建つたとこしか見ないから。自分もいちいち説明しないんですけど。ほんとに中の部品は、保護観察所の先生たちから応援してもらって、買ってもらつたりしたんですけど。建物に関しては、自分の意地でもありますし、自分の私財でやつたんですね。これにも理由があります、

自分は先輩たちにも言えないんで、まず行動から自分から示していかないと、そういう形をとった。歴史を調べていくと、対象者のために更生保護施設ができて、自分たちの思いでその施設を作っているというような歴史がありますので、自分もほんとにいつかわかりませんが、その先輩たちと会った時に目の前を通りたいなとそういう思いで今やっております。今、うちでは1割が暴力団志望ですね、面会行ったときに、大概、更生保護施設の人に、面接する意味ないやろうと蹴られるんですけど、自分は受け入れるんです。そうかそうかと。そのときは、下っ端にならず、上にならないけんぞと話を。ただそう言うてらんじゃなくて、この子たちにも理由があるんですよね。なんで暴力団になりたいのか。結局、この社会の中で、この子たちの話を真剣に聞いて、ご飯食べさせてこづかいやって、面倒を見てるのはやっぱりその人たちなんです。やっぱりその背景がある。ただ、その暴力団員より早く、同じことを周りの近くの大人たちがやったらそういうふうにはなっていない。自分はそう信じてるし、今現在、うちから出た子はひとりも暴力団になっていないです。自分は、1年間自分と過ごしたら価値観を変えられる自信があります。ただその子たちはたったそんなところでしか生きてないんです。うちに来れば、いろんな社長さんにも会わせるし、いろんなところにも連れていくし、今まで生きてきた価値観を変えていくからですね。うちにも105名くらいいましたけど、誰一人そいつらが悪いということはないです。必ず環境です。その背景とか生まれてきた環境によって、つくられたもの。うちは、8割9割がたは自立させて行けてるんですね。ただやっぱり合わなくて脱走する子もいます。

でもそれだけやってるっていうことは、関わる側で実証したんですと自分自身では自負がありますので、ぜひそこは今後も思いをもってやっていきたいと思えます。ほんとに皆さんのご協力は自分たちの支えになってますし、皆さんの協力がないと自立させて行けないので。ほんとに自分、歴史好きですけど関ヶ原では負けましたけど、それから明治維新でやって西から変わっていったんで

すね。だから自分も今更生保護施設をやっている中で、西から変えていきたいなという思いがありますので、皆さん一緒に今後ともご支援ご協力を頂いて一緒に更生保護を変えていけたらと思います。今日は有難うございました。

最後に、先程の山下さんに少しお時間を下さい。

【山下】 はい、有難うございます。僕、横で話聞いて、この話終わるのかな？と思ながら。全部、裏も表も知ってたのでこの話終わるのかなと思っただけですけど。やっぱり、工藤自身も成長してるんだなと感じながら話を聞いてました。すみません、ちょっとだけ時間を頂きますとですね、ブログのファイルにちょっとだけ書き足して頂けたらと思うんですけど、NPO法人TFGの沿革がありますけど、2015年の12月にさっき工藤も申しましたけど、女子施設を今年夏から建てて、12月に完成をしました。そして今年16年の2月8日に国より認可を頂いて女子を今5名面倒見てます。すごく女子の問題が多くて、多分事業主さんたちが女子を雇用するときはどうかな？と思うんですよ。私たちがもそうでした。とにかくやっぱり問題が根深かったりするもんですから、工藤と話をして、女子はやめようねって言ってたんです。女子は手が付けにくいやんと言ってたのに、いつのまにか女子もやると。全体見てほんとにいるなって状況の中で、女子施設を作って女性スタッフを入れて、今やっていると。まあ今までの話聞いてたりすると、学校は何してるんかという話にもなるかなとお叱りを受けるようなこともたくさんあるかもしれませんが、ほんとに時代は変わってきて、学校の中大変な状況になってます。子どもだけだったら99.9%は変えていける自信があるんですけど、そこに保護者が一緒になって学校にクレームを申しこたりするとですね、もう何を言っても子供に入らないんですよ。学校は力がなくなってきたような気がしてます。だけどそういう子たちは、縦社会の力の中で生きてるので、是非社会の中でみなさんの世の中の中で力をつけることが可能かなって思ってます。ほんとに社会関係資本が大事だと思ってますけど。

授業や教室や5時からの動きだけで、ルールやマナーやモラルが入らない人たちに、ほんとに社会の職業界の中で子供たちに教育ができるのはすごく多いなと思ってます。今、教育業界の中で、心理学用語ですけど、レジリエンスという立ち直りの力っていうのが言われ始めました。いろんな環境の子供たちがいる中で、子供たちは立ち直って行くんですね。塾に来て3週間したら、子供たちの顔が柔らかくなっていきます。3ヶ月したら自分で働き出してます。半年から1年したら自分で出て行くっていうふうによくの子たちが言ってくんですけど。一番最初はですね、工藤がこの施設を作って、さっき女性の方が一所懸命、更生保護施設の話、間を取ってくれた女性の方も、更生保護プログラムみたいな。どんな教育が必要かみたいなことを自分も考えたんですね。でもその当時工藤が、いや、働かして金持たせんとダメやろうって言った時に、ほんとにそうかなって思っただけですけど、結果的にはそうだったなって今思ってます。働いて世の中で、さきほどのビデオが映ってましたけど。やっぱり監視よりも信頼を得ながら自分で自信をもってお金をある程度貯めたらですね、何がお金だなんて、世の中に出たら、犯罪を犯して舞戻ってくるしかないんですよ。で、そこでお金を貯めていろんな力をつけて、社会に順応していける力があるなって思ってます。ほんとに工藤が一つのモデルになって、リーダーでもあるし、モデルかなと思えますけど、先生が一所懸命育ててくださったのが、当時、考えたら夢のような世界かなと思うんですけど。やっぱりこの憧れられる存在を皆様の中でそういう関係を築いて行けたらさっき言ったみたいに、西から福岡から世の中が変えていけるかなっていう風に私も思ってます。ほんとに頑張らなくちゃいけないのは、若い世代やちょうど自分ぐらいの中年のおじさんですね、もうちょっとやっぱり頑張って変えていきたいな、変えていけたらなと思ってます。私たちのですね。ま、さっき塾を作るとかいう、このあとこうしていきたい、ああしていきたいという夢があります。多分皆さんにもいろんな夢があると思うんですけど。その夢を一緒になって実

現させていければなと思ってます。一度私たちの塾のほうにも遊びに来てほしいし、もし皆様に私たちが協力できることがあればいくらかでも協力させていただきますので、これからもよろしく願い致します。有難うございました。

【司会：藤井】 工藤様、山下様、有難うございました。悩む少年たちへの熱き思い、心配り、社会との関わり方など子細にとんだお話を頂き、立ち直り支援にかかわりを持つ私共には大変有意義なそして勇気と知恵を頂きました。工藤様、山下様から頂いた教養を糧とし、知恵を出し勇気をもって一層深く関わっていきたく思います。工藤様、山下様に今一度大きな拍手でお願いいたします。

■就労支援事業について

福岡県新社会推進部青少年課指導係長 三島 正浩

皆さんこんにちは。福岡県青少年課係長の三島と申します。今日の話、私のほうから就労支援事業の資料を使って話をさせていただきます。先ほど工藤さんと山下先生のお話を聞かして、そのあとに気合を入れて話そうかなと思ったこんな感じではないです。私もいろいろ今のお話を聞きながらいろんな職場でも同じことが言えると思うんですけど、非常に、自分がやりたいと思っても支えてくれる人がいないとなかなかそこはできないという現実があります。一所懸命やっていると支えてくれる人が出てくるという話も先ほどの中で同じように感じたところがありました。これから私のほうで話をさせていただくところは基本的に、今日の就労支援事業の話なんですけど、まず最初に福岡県の非行情勢ということで最初のページのほうに書いております。このグラフちょっと見えにくいかもしれませんが、最初の3つは5年刻みですね。平成15年平成20年平成25年と。ガンガンと差が出るように見えますけど、これは5年の単位になっています。そのあと、25年からは1年ごとで書いている資料になっています。見ていただいた通り、非行の少年のほうはガンと下がっておるんですけども、再犯少年ですね補導は入らないので基本的に15歳以上の少年になってきますけども、再犯少年はこっちの非行少年ほど下がってない。結果、再犯率がガンと上がってます。それでこういうことから言えるのは、今後が不安です。私たち非行を減らしていく中で再犯をどれだけ減らしていけるかというところが私たちの取り組みかなと思っております。次の資料のところ立ち直り支援研究会というものが書いてあると思うんですね。私共公務員によく言われることは公務員本気度が足りんと。連携連携といっても言葉ばかりできちんと連携ができていないと。よく言われますし時々実感することもあります。私たちがやりたいことは何かといいますと子の立ち直り支援研究会ですね、その本気度が足りん或いは連携連携言うばかりで

ほんとに連携ができてないと。いうところをきちんと考えて行こう、本気で連携しましょうということですね。その資料の右側に更生機関いろんなところが入ってます。こういう機関が本音を出し合うような会議を開こうと。この立ち直り支援研究会っていうのを26年に設置をしまして、大体年3回ぐらい会議を開催して一緒にやってくれること、例えば保護観察所とか、警察或いはNPO、協力雇用主、或いはボランティアの団体、私共県、市町村、こういうところが一緒にやってくれるものは何かというところで本音で議論をするという場を平成26年に設置しました。そしていろいろ考えて現在県のほうを中心にこういう3つ取り組みを紹介させていただきます。県が観察所とかNPOとかいろんなところと連携しながらこういう3つの大きな取り組みをさせていただいております。いちばん左側に書いておりますけど、私共県のほうですね非行少年等の立ち直りという行のところで、非行の行ですね。この中には保護観察中の子もいれば保護観察が付いてない子もいますし、そのほか深夜徘徊とかで補導されたような不良行為の子、性的被害とかいろんな出会い系で被害にあったような少年少女、更に家庭環境が厳しくて、非行とかやったことがないけどもそのままにしておくと非行とか被害にあう恐れが高い子。具体的に言いますと児童相談所の一時保護施設に入っててですね10代後半ぐらいになっている子たち、帰る場所がない子たち。こういった子たちもこの立ち直り支援の枠組みの中で、一緒に支えていきたいと思います。3つの上のほうから、居場所づくり、これは今、市のほうとNPOと一緒に居場所を作ってそこに支援員さんがいらっちゃって少年たちの悩みを聞いたり、一緒にアルバイト先を探したりとかそういうことをして頂いております。それからボランティア団体等を募りまして、警察とか保護観察中の子たちがもっといろんな体験活動ができるように体験活動の充実とかの枠組みを作って取り組んでおります。それから今日の話の中心になります就労ということになります。就労の中でも2つ、少年そのものに対する就労支援と就労を

支えて頂く協力雇用主さんを応援するという2つの取り組みを進めております。で、本題の非行少年の就労支援事業ということになってくるんですが、目的を見ていただくとわかるんですけども、目的を就労としておりません。私たちは働くことだけが目的じゃないので当たり前の話かもしれませんが。私も働いて生活が安定して多くの人に出会うと、仕事というのはそういうことで多くの人に影響されて今の私の性格とかいいものができあがっていくということといえば、働くことと生きることは非常に切り離せない、それは皆さんも同じでしょうし少年たちにとっても同じことになってきます。ただ、こういう非行との問題を抱える少年に於きましては、同じように仕事を得て生活が安定して欲しいんですけども、少年たちは厳しい家庭環境の中で育つので、例えば読み書きができない、勉強ができない、大人が信用できない或いはコミュニケーションの仕方が分からない、更に少年たちでするのでこれまで働いた経験がないというような、ハンデと言ったら語弊があるかもしれませんがそういう状況にあります。こういった少年たちを暖かく時には厳しく、さらに密接に迎えていただける職場、皆様方のような協力雇用主、こういった方々と今日、支援員として本日会場のほうにいろいろお世話しておられると思うんですけどもそういう方が少年を職場までしっかりつないでいくという取り組みが必要になってきます。そういう取り組みを私共のほうは、福岡県就労支援事業者機構のほうに、委託という形をお願いをしております。支援の枠組みというのが非常に何かな？という感じなんですけど。いちばん左側、警察とか保護観察所とか少年たち関わっています。いろんな生活指導とか環境調整いろいろされてるところなんですけども、そのうち就労について福岡県就労支援事業者機構のほうに少年たちの就労の部分に依頼をされたという形になります。就労支援事業者機構のほうでまた少年たちにまた関わっていくということで関わりがまたひとつ増えていきます。実際に県の就労支援事業者の中では就労体験というのが大きな役割を担っていますので、就労体験を、一番下のほうにありますけど、

今日来ていただいている協力雇用主さんここにお願いをしていくということになって、協力雇用主さんここで関わりが出来るということ。少年にとっては元々関わってる機関とか、機構、雇用主さん、こういったいろんな大人が一人の少年に関わっていくという仕組みもこの就労支援の中でできてます。ですからハイお願いでハイお願いでという形でポンポンポン人任せにするんじゃなくて、保護観察所も就労支援事業者機構も協力雇用主さんもいっしょにやっつけていきたいと思います。そういうことをやる声も非常に重要です。そのために先ほど説明した立ち直り支援研究会の中で本音で語り合って、ほんとにどうしていけばいいのかということ議論しております。具体的な支援の概要ということなんですけど、このあと事例発表の中で支援員の方と、少年を受け入れてくれた協力雇用主のほうで事例発表させていただきますので、深い部分はそこでお話できると思うんですけど、概略を申し上げますと、先ほどちょっと触れましたけど少年たちは社会経験がないと、自尊心も低い状態ですから、ひとりでハローワークに行っておいでって言うてもまず行くことはありませんし、ハローワークは何回も行かなきゃいけませんけど継続的に仕事を探すと、ハローワークで得た情報を元に一人で会社に面接に行くというのが恐らく難しいかなという風に考えてます。知り合いのつてとかで働く少年とかもいますので、知り合いとかの中でいいところをつねげていけばそれはそれでいい話ですけども、私共はさらに就労支援の枠組みをもって協力雇用主さんのような熱い気持ちをもってある事業者さんにつないでいくという取り組みを増やしているという風にお考えください。少年に進路相談、どういう仕事に就きたいかというようなことから、協力雇用主さん就労体験、これ5日間の就労体験で、資料としてお配りしてるもの、就労支援事業のお願いの支援の内容の下のほうですかね。ここに就労体験の記載をしております。大体こういう風に5日間就労体験をもらって1日当たり4000円の手当を少年にお渡しすると。で、受け入れ事業所のほうには大変申し訳ないんですけど2000円という謝金なんですけど、

そういうことでさせていただいています。少年にとっては職業訓練というものがあれば、サポートステーションとか就労訓練、面接の仕方とか履歴書の書き方とか教えて頂けるところに一緒に行って勉強するというのも支援員が付いて一緒に勉強したりします。就労支援として大きな特徴のもうひとつが、一番下に書いてる就労後の定着支援ということで、実際、少年たち就労したあとに就労したはいいけどもなかなか職場でうまく人間関係が取れない、言いたいことが言えなかったりちょっと思ってるけどもどうかな？とかいうことがあったときに相談する相手がない、或いは職場内で孤立してしまうということを防いで、できる限り継続的に就労してもらうために少年の悩みを聞いたり或いは雇っていただいている雇用主さんと連絡をしながら状況を把握して必要があれば適切に少年たちに関わっていくという定着支援も今年度から始めたところです。こういう就労支援の取り組みのもとに少年たちの健全な育成といいますか自立、最終的には立ち直って、二度と非行とかに走らないということを目指して取り組んでおります。そういうわけで、この取り組み、非常に協力雇用主さんのほうにご負担がかかる取り組みになります。もちろん協力雇用主さんをご相談しながら取り組みを進めていくんですけども、少年たち、先ほども言いましたように社会経験がないとかそういう状況もありますので、県としましては身元保証制度というものを今年度から取り組んでおります。就労支援の枠組みで、協力雇用主さんのほうに就職した少年が万が一業務上損害を与えた場合に百万円を上限として、損害金をお支払いしますという取り組みを今年度から始めました。詳しい内容は先ほどのチラシの裏面のほうに大体の内容を書いております。こういう就労身元保証制度を行いまして協力雇用主さんのご負担のほうを軽減していこうというようなことを検討して取り組んでおります。この取り組みも立ち直り支援研究会の中でこういったものが必要じゃないかという議論がありましてそれから事業としてつくってきたという経過があります。それから協力雇用主さんをされてる地域貢献活動を評価してい

うということで、まずひとつは平成25年度から取り組んでおります公共交通事業の入札参加資格審査における地域貢献活動の評価ということで、保護観察対象者ですから大人も含めますが、こういった方々を雇用した場合に入札参加資格審査というのが、直接の入札じゃなくて入札する前に格付け審査というのがありまして、その際に加点をしますよという制度を平成25年度から取組んでおります。建築工事と物品サービスそれぞれありまして、点数の配分が違うんですがこういう加点の形になっております。こういった取り組みは県内のそのほかの自治体でも取り組みが進んでおまして北九州市、春日市、那珂川町に於いてはこういう取り組みを既にされておりますし、下に書いているような市に於いては私のほうでは、28年度からされるというように聞いております。中途半端な情報で恐縮なんですけど、協力雇用主さんが保護観察対象者を雇用するというようなことに対して貢献活動の評価をしていこうという取り組みが徐々に進んでおります。それから最後に少年の立ち直りを支援する団体を表彰しますということで、これは協力雇用主さんだけではなくて例えば居場所活動だとかボランティア活動だとか、幅広い活動を対処しておるんですけど、今回第1回目の中で協力雇用主さんとしてはこちらのほうに記載しております2社に対して表彰をさせていただくということで、来週の金曜日3月25日に表彰式を実施するというふうにしております。最後に書いてます通り県ではこういった非行少年の立ち直り支援につきまして、これは県だけではできない、或いはひとつの機関、団体だけではできませんので皆さん手をつないで頑張っていきたいということで、その中でも一緒に連携して取り組む上では県が中心になって皆さんと一緒にやりましょうということにさせていただいております。引き続きこういった非行少年等の就労支援事業を始めまして、少年の立ち直り支援の取り組みにご協力を頂きますよう、よろしくお願いたします。私のほうからは以上です。どうも有難うございました。

■パネルディスカッション（事例発表）

（事例1）少年A 支援員 脇田 道子
協力雇用主 上手 幸信

（事例2）少年B 支援員 山元 敦子
協力雇用主 森下 辰幸

【知名】 みなさん、こんにちは。就労支援事業者機構の理事をします知名健太郎定信といいます。私がコーディネーターをさせていただいてですね、県が行っている就労体験事業の事例報告を行いたいと思います。時間も1時間弱しかありませんので、事例を紹介しながら、今日壇上の方々を紹介していきたいと思います。まずプログラムであります少年Aということで、島本工業の上手さんにお話を伺いたいんですけど、まずは島本工業さんというのはどういうことをやってらっしゃる会社なんでしょうか？

【上手】 上手と言います。古賀市ですね、島本工業という会社は私が30歳の時につくった会社ですけど、今現在男性が5名、女性が5名、約10名ぐらいでプラスチックの二次加工の仕事をさせてもらっています。作ってるものは工業部品、自動車の部品、そういうものに塗装したり印刷したりまた部品をつけたりというのをやる仕事で、工場内の軽作業と言いますか、そういう作業をしております。みなさんのいちばん影響のある方があると思うんですけど、信号にお押しボタンがあると思います、そこにお待ちくださいとか押してくださいとかあると思います。これはうちで作ってる製品です。働いてる方は先ほども言いましたけど、私よりちょっと年が若くて4、50ぐらいの男性の方、女性の方ですね。こういったことで先ほど女性が出てくるんですけど、これはA君の両親ぐらいの年ですかね。まあそういう仕事をさせていただいています。

【知名】 有難うございます。打ち合わせの時にお話をお伺いしたらオリンピックに絡むような仕事もしてるというお話を聞いたんですけど、そこらへんちょっと教えて頂いていいですか？

【上手】 オリンピックって言いますか、ソチのオリンピックがありますですね、これのパナソニックさんの仕事なんですけど大画面があるんですけどこれのプラスチックの部分、230度ぐらいの角なんですけど、これに穴がたくさん空いてましてこれにLED、うちは四角の中に塗装するだけなんですけど、その四角なものがLEDが付いて大画面になるんですけど。昨年度その30度角ぐらいの製品を約2万枚作っております。これが組み込まれてソチの大画面になると思います。これに福岡ドームの大画面の一部の製品を作らせてもらっております。

【知名】 実は気付かずに見てたら島本工業さんの作ったパネルで見てるかもしれないですね。上手さんはこうやって雇用主としても活躍されてるんですが、保護司さんの登録もされてるんですかね？

【上手】 はい、保護司も今15年になりました。

【知名】 今までこういった非行とかを抱えた子だったりっていうのは、何人か受け入れたことがあるんでしょうか？

【上手】 そうですね、先ほどから保護観察というのが出てくると思うんですけど、この方ですね今までで5名ほど、約12、3年前からかけて20歳ぐらいになったら全部巣立って行ってますけど、今、5名ぐらいあります。

【知名】 はい、有難うございます。それではA君の支援員をされた脇田さんにお話をお伺いしますが、一番最初にA君に会ったとき、どんな感じの子でした？

【脇田】 はい。まだ未成年者でございますし、仕事も転々という形で家庭におりました。最初のイメージは優しく口数はそんなになく、でもお話しすると素直に聞いてくれるようなそんな少年でございました。

【知名】 この県の就労体験事業っていうのは5日間体験するってことなんですが、この5日間というのは順調に進んだんでしょうか？

【脇田】 はい。私も支援員になってから20日ぐらいにこの子を支援するような仕事をしたんです。まだ私も初めてでわからないまんまでございましたけど、NPO法人の北崎常務さんの指導を受けながら面接したんです。その子は順調に行きまして、10日に一回ぐらい店に伺ってA君にお会いして、どんな風？大変だろう？とか何か相談事ない？とかそういう話を面接のときにして、少年も最初の頃は緊張してましたけど、日にちが経つにつれて私の気持ちも伝わったのでしょうか、だいぶ相談でも話しかけるようになりました。

【知名】 その就労体験を始めた日から毎日欠かさずきちんと仕事にも行けたんですかね？

【脇田】 はい。大体5日間ということですが、私も感じたらああ5日間程度だったらもう終わるかなと思っていたら最終、5日間の中では10日間かかりましたね。その10日間の中にはもちろん土日のごさございましたけど、やはり体調が悪くて休んだりとかほんとに悪かったのかなとちょっと疑問視するところもありましたけど、やはり大変なことだろうと、今までは家にいて人との交流もないし、目的もなかったんですけど急に働くように私たちが仕向けた形で、社長さん、保護司さんの協力があった働き出しましたので少しずつ慣れて行ったというところではやはり、10日間のうちの5日間のごさございましたけど無事に終わりました。

【知名】 途中、体調悪くていけない日とかもあり、そういうのも挟みながら10日間かけて5日間ようやく終えた、ということですかね。ちなみにその会社に行かなかった日にその子はどのようにとかそういう話、なんか事情は聞いてます？

【脇田】 雇用主さんと保護司さんをしてらっしゃるので私も相談をしやすかったんですが、雇用主

さんから見たらどうやって、いつもいつもいいよって、僕にまかしたときなさいっていうぐらいに、私も心配だったから、どうしてですか？って言うようなことは保護司さんいわゆる雇用主さんにお電話したり、私が直接その子を担当してるんじゃないかと、就労支援としてその子に携わりました。他に保護司さんがいるんです、ほんとの担当が。だからその保護司さんの担当と打ち合わせしたりとか、家庭の状況を私が直接知らない場合は先ほど言いました担当の保護司さんと打ち合わせして、どうしたらよからうか、じゃあ俺がその御宅に行ってみようとか、例えばあそこにいると思うからその場所に行ってくるからねとか、そういう風に担当の保護司さんの協力もあって、就労支援が無事に成功したということもあると思います。

【知名】 聞いた話によると、家は出たけれども。

【脇田】 はい。会社に行かずに。やっぱり、会社に行くということがそのとき重みがあったのだと思います。まだ就労支援というのも責任を感じて、本人が公園とか行って、半日いなかったりそういうときも担当の保護司さんにも連絡して、もちろん雇用主さんにも連絡しあって、その公園にも行ってもらったりとか。

【知名】 そういうこともありながらもなんとか5日間を終えたということですよ。また上手さんにお聞きしますけども。そういう風な感じで、普通の仕事であれば、働き出して何日目かで来ませんとか言われたらちょっと大変だなんて思うんですが。雇用主としてはそういう休みとかどう対応されてたんでしょうか。

【上手】 はい。恐らく僕が思うには、A君は仕事が嫌で休んだのではないと思います。それはいきなり仕事場に行きなさいって保護司さんから言われて、そこで働きなさいって言われて16,7歳の子供さんが、まあ今日はいいや、学校の延長ぐらいの感じで僕は休まれた。本当のことを言うとこれ後で聞くと、公園で寝てたみたいです。はっきり

聞きました。で、その次の日来ましたので謝って、すいません、嘘つきましたということで謝りました。で、僕はそんな嘘ついたらダメよとか言いましたけど、嘘ついたときにあんまり咎めんやっただすよ。嘘も方便で言葉知ってるね？と僕が彼に言ったんですけど、時によっては嘘もつかねばならないときもある。もうちょっと上手な嘘をつきなさいと、悪知恵を言ったのか悪いことを教えたのかよくわかりませんが、もうちょっとばれない嘘をつきなさいと言ったんですけどね。ほんとは嘘ついたことは、今日は裁判所に行かないかんからお父さんと行くのでということをやったので、アッと行ってすぐ保護司さんに電話したんです。そしたらいやそんなこと聞いてないぞというのですぐバレバレだったんですけど。そんなことでほんとは行きたくなかった、仕事がしたくなかったということで休んだみたいです。

嘘ついたらダメよっていうのがみんなわかってると思うんですよ。だからそんな叱りはしなかったです。まあ、上手な嘘をつきなさいということでしたんですけど、あと2,3日したら電話が朝ありまして。社長、おなかが痛い。って電話がありました。まあ嘘か本当か、おなかを触ってみるわけにはいかんで治ったら出てきなさいよって言ったら、その日は来ませんでしたけど、次の日ちゃんと、治りましたー！って来ましたからね。よかったかなって思いました。

【知名】 休んだりもあって、5日間といってもいろいろ波瀾万丈だっというのが伺えるんですけど。その5日間終えるまでその就労体験の間にその少年について何か変化って感じました？

【上手】 就労体験は10日間ですけど、短い期間なのでそんなに目に見えたことは僕は気が付かなかったですね。でも最後のほうになってくるとちゃんと時間にも来てましたので、それぐらいかなあとと思いますね。最初の頃は遅刻してました、はっきり言うと。でも最後のほうの10日間になるとちゃんと時間に来てました。その辺の変化があったと思います。

【知名】 遅刻もありの休みもありの10日間の間で5日間、就労体験を経て、結局今はそのまま雇用を継続されてるということなんですよ？

【上手】 はい。去年の6月の29日やったかな？その時から始まって今、約半年経ってますけど。今は雇用保険、社会保険も全部付けてきちんと正社員として。今、若者がいないんですね、従業員から可愛がられて頑張って遅刻もしないで来ております。

【知名】 まず、すごいなあと思うのはそうやって、遅刻もして休むこともあった就労体験後に、雇用を継続してほしいというのは少年から言ってきたんですか？

【上手】 そうですね。決して僕は彼を縛り付ける気持ちは全然なかったし、彼たちもいろんな経験をしてみたいと思うし、まあこんなちっちゃいところで頑張れよなんて言うのも、おる間は頑張んなさいよと言うけど、いい仕事が見つければどこに行ってもいいですよと、面接行くときは言いなさいと。そういうのを僕は指導しております。

【知名】 そういって少年が継続して働くことを希望したとしても、なかなかそうやって休みがあったり遅刻があったりだと、このままこれが続くんじゃないかなあと不安な面ってなかったでしょうか？

【上手】 私は不安は全くないけど、彼に不安があるかどうかわかりませんが。今現在は全く僕は信用してるし頑張ってくれるんじゃないかなあとと思って働いてもらっております。

【知名】 じゃあ今は完全にも会社にも馴染んで、戦力として頑張ってくれてる感じですかね？

【上手】 はい、そうです。

【知名】 有難うございます。では脇田さん、就労5日間終わった後に、その時の手当てっていうもの

は渡しにおうちまで行くんですね？その時どんな様子でした？

【脇田】 先ほど申しましたように、私はその少年の担当の直接の保護司ではないんです。私は保護司として就労支援だったので、その担当の保護司さんと私と家庭に行きました。お母さんが対応してくださったのですが、お母さんにもう一回就労支援制度について説明しまして、そして手当を、よかったね、5日間働いてこのお金が僕のお金だねっていうところでお渡ししたら、A少年は、有難うございますってお母さまに差し上げたんですね。あら、あなたにあげたのよって気持ちを持ってたけど、その少年も日ごろお父さんやお母さんに感謝の気持ちがあって、これ僕が働いたけど、お母さん使ってっていう意味のお母さんに差し上げたらしいんです。で、お母さんは、いいえ、あなたが働いたからあなたが何かに使いなさいっていうところで、また、はいって言うてもらってました。で、先ほど漏れてたのが、働くってことを体験させてもらったっていう本人は、こういう制度があったってことを僕は知らなかったんですよって、面接に行ったときに嬉しそうにしておりましたし、手当をもらってからいちばん嬉しかったのは、今まで自分から率先してお金を持ってないものですかから買えるものがなかったんですね。それからすぐ作業靴を買えたっていう喜びを言っていました。そしてその手当を渡しに行ったときに、どうだった？って言ったらまた働きたいですっていうことを言っていましたので、ああよかったねえって。そしたらお母さんがこれからあなたも頑張んなさいね、そしたら今度はあなたの名義の口座を新設してあげるよっておっしゃったんです。これがまた目的になるんじゃないかなって言う風に思ったので、その後への本人の口座に自分の働いたお金が貯まって、そして目標に向かってそのお金を使って。そういう風なことがあったので、就労体験っていうこと自体の目的を説明、家族の方もそれを喜んでおりましたし、ほんとに私も初めて体験させていただいて、自分のこと以上に嬉しい、自分のための就労支援をさせていただいたなってことをつ

くづく今思っております。

【知名】 ちなみにその少年の今の目標ってなんですか？

【脇田】 目標は、家族4人暮らして、両親と本人とその妹がいます。で、自分はまずこの家を出て、独立したいっていうようなことが目標でございます。そのために貯金してます。

【知名】 その目標が早く達成できるといいですね。ほんとにきちんと働いて稼いで自分の口座を持って、稼いだもので今度は仕事の道具を買ったり、そうやって親に渡したり。なんかそういうひとつひとつのちっちゃいけどそういう成長に関わられたって素晴らしいことですよ。はい、それでは事例の2に移りたいと思います。事例2はですね、有限会社ヒーローテックさんで働いたB君の話なんですけれども。今日ですね、元々代表者社長の飯笹さんが来ていただく予定だったんですけれども、ちょっと大切なお仕事が入れたということで急遽、ヒーローテックの総括部長、森下さんに来ていただいています。森下さん、この少年とはどんな関わりをされたんでしょうか？

【森下】 就労支援機構さんのほうから話がありまして、うちのほうに紹介したい子がいるということで、うちの社長と一緒に話を聞きました。

【知名】 ちなみにヒーローテックさんは、前から非行等の問題がある少年を受け入れていらっしたんですか？

【森下】 そうですね。こちらの事業さんのほうから2回目なんですけど。その前に個人的に地域の方から、ちょっとうちの子が気を付けられないということで。その間に何回かあります。

【知名】 なぜその非行少年を受け入れるっていうことを元々やっていたんですかね？

【森下】 まあこれはうちの社長の方針なんですけど。そういった子のほうが、大変パワフルで元気があっていいんじゃないかと。ということで、うちの社長のほうから従業員たちにみんな一致協力してやらないかということでやっています。

【知名】 事前に資料で頂いたインタビュー記事かなんか見ると、社長の肩書きのところに元暴走族のリーダーと書いてあるんですね。なかなか若い頃はやんちゃな方だったのかなあと思っています。今日、工藤さんと面談が楽しみだなあと思ってたんですけど。やはり昔自分がすごくやってたからこそ、そういう子たちの気持ちがわかるということなんでしょうね。ヒーローテックさん、ちなみにどのようなお仕事をされてる会社か簡単に教えて頂いてよろしいでしょうか。

【森下】 当社のほうは主に防水工事、塗装工事、建築板金工事等をやっています。

【知名】 いろいろな分野に渡ってやっておられるということですよ。今回のそのB君なんですけど。最初に会ったときどんな感じでした？

【森下】 そうですね。頭は金髪にしている目つきも鋭く、なかなか根性のある子やなっているのが第一印象でした。

【知名】 その根性のありそうな少年、実際の働きぶりはどうでした？

【森下】 働きぶりというか、まず挨拶ですね。朝、迎えに行くと車に乗る前にドア開けてよろしくお願ひしますと。送って行って帰る時には有難うございました、明日は何時ですかというような、大変礼儀正しい子でしたね。

【知名】 就労期間中、休んだりさぼったり遅刻したり、そういうことはなかったんですか？

【森下】 一切ありません。

【知名】 ジャその5日間の就労体験というのは続けて5日間来られましたか？

【森下】 そうですね。本人のほうは朝も待ち合わせ時間が大体7時とかだったんですけど、6時半ごろから朝早くから待っていて、5分前ぐらいからでいいぞと言うんですけど、どうしても本人の性格上、いや僕はこの時間から待つかない嫌なんですということ。

【知名】 で、結局そのまま継続して雇用するということになったんですよ。

【森下】 そうですね。

【知名】 これは少年のほうから希望があったんですか？

【森下】 はい。本人のほうから、こういった仕事を続けていきたいということで。本人の希望通り、当社のほうももちろんということで。

【知名】 今現在の働きぶりはどうなんでしょう？

【森下】 今もだいぶですね、うちの会社の社長の方針で、仕事を覚えるよりまず段取りを覚えろというのがモットーでやっています。今その段取りのほうを覚えるので一所懸命やっています。

【知名】 会社のほうも貴重な人材になってますかね。

【森下】 そうですね。是非ともこのまま来てもらいたいですね。

【知名】 有難うございました。それではそのB君の支援員だった山元さんにお伺ひします。山元さんから見てB君の最初の印象ってどうでした？

【山元】 とてもまじめな子なんです。私、ほんとにこの子の支援をしないといけないのかなって思ったぐらいです。

【知名】 先ほどから聞いてると、なぜその就労支援の枠組みに上がってきたんだろうっていうのが不思議に思うぐらいなんです。山元さんのお立場で、元々どういう問題にあったかという話は聞いてますか？

【山元】 この子は福岡サポートセンターを通して体験申し込みがあったんですけども、実は平成26年の6月にお母さんが、深夜徘徊をするから問題行動を起こして困る、それでサポートセンターのほうに相談があったようです。保護観察対象者ではありません。経過はよくわかりません。私も全然そのところを聞いてないんですけども。平成27年の3月に、新潟のおじさんの元に自動車の板金工場があるんですけども、板金塗装ですね、そちらに行かせていただいて、10か月間仕事をしてきたようです。やはり向こうは寒かったようで福岡に帰って仕事をしたいという申し出をお母さんにされたんだと思うんですが、27年の12月に福岡に戻ってきました。サポートセンターで会った時には、車の板金をしたいということで聞いております。

【知名】 元々、新潟のおじさんのところでやったのがその自動車の板金。ヒーローテックさんも板金やってるけどもこれは車の板金とはちょっと違うわけですよね？

【山元】 板金違いだった。私も探すときに、車関係のところは少なくって、板金、板金、あっ、ヒーローさんがあるって思って。ヒーローさんにすぐ指導員の方が電話してくださって、社長さんはいよいよ一言でお返事をくださったものですから、面接もなしに行っていました。

【知名】 その少年とか少年の親からすると、元々自動車の板金やりたいっていう希望があって、それとはちょっとずれてたかと思うんですが。そこから辺は何か問題にならなかったんでしょうか。

【山元】 正月明けて7日の日が最初の体験の日だ

ったんですけど、お母さんは夜仕事に出られますので、8日の朝にお母さんに電話をしたら、多分この子は根性があるので5日間は頑張るだろう、だけど最初にお願したように車の板金を探してもらえませんかとおっしゃっていました。

【知名】 お母さんとしてもあくまで、新潟で頑張った自動車の板金に就いてほしいと思ってたってことですかね？

【山元】 そうですね。

【知名】 でも実際に関わり出してから、5日間の就労体験に入ってから、少年は何か仕事について言っていましたか？

【山元】 8日の日に終わって、夜電話をしたらですね、本人が、すごく優しい人たちだし続けてみますって言ってました。車じゃなかったんですけどやってみますって。本人は言ってました。

【知名】 板金違いではあったけど、やってみたら面白かったっていう。

【山元】 本物の板金だったって言ってました。

【知名】 それはいいですね、本物の板金だったっていう。これですね、これがもし5日間の就労体験じゃなくてですよ、いきなり自動車の板金じゃないところに就職しなさいって話だったらもしかしたらちょっとうまくつなげなかったかもしれないってことなんですかね。

【山元】 そうですね。自分の希望じゃないから。就労支援さんの体験だったから、まあ続けてみようって思ったかもしれませんが。親がここに行きなさいって言ったんだしたら続けないと思います。

【知名】 やっぱり5日間、とりあえずやってみるっていう中で、自分で働きたいっていう気持ちが盛り上がるっていうのがいちばんいい形なんですかね。

【山元】 そうですね。

【知名】 実際、5日間の就労体験終わった後に、こうやって継続して雇用されてるんですけども、これは少年本人が希望したんですか？

【山元】 はい。12日が体験5日目で終了日だったんですけど、その朝8時ちょっと過ぎだったんですけど電話してきました。僕このまま続けたいんですけどどうしたらいいでしょうか、社長さんに電話してもらえませんか。それで私のほうから一応、私も初めての体験でしたので、事務局長のほうに電話をかけて指導を仰ぎまして、社長さんをお願いをするという形で。あとはもう書類上の問題になってきますので。お話をさせていただきました。

【知名】 そうやって少年本人からですね、引き続き働きたいという希望が出て、支援員としてはどういうお気持ちでした？

【山元】 大変嬉しかったです。すぐ正規に結び付くとは思ってなかった。また板金違いだったからすごく心配だったんですけど。とても本人の意欲が感じられました。だからほんとに嬉しかったです。

【知名】 最後にもう一回森下さん。そういう形で少年のほうから積極的に働きたいって希望があるって聞いたとき、ずっと面倒見てきた森下さんとしてはどういうお気持ちでした？

【森下】 そうですね。やっぱり大変嬉しかったし、この子が仕事をずっと覚えていく姿を自分も楽しみに逆に励みになっていくと思います。

【知名】 有難うございます。こういう形で今まで二つの事例を紹介させていただいたんですけど、それを踏まえて全体でテーマごとにディスカッションしたいと思います。引き続き、森下さん。会社側からするとこの5

日間とりあえず体験でって言われても、最初が一番手間がかかって、正直なかなか業務からすれば、もしかしたら足手まといになるかもしれない。そういう5日間を受け入れるって、会社としては大変じゃないですか？

【森下】 そうですね。確かに私共、個人の住宅ですね、現場の大工さん等はうちの工事が終わって、次の日に別の作業で業者が入るってことになってますので、これで、二人でする作業が一人になったりしたら、ひょっとして明日来てくれるかいな？という心配が最初はこっちのほうあったんですけど。まあ帰りがけ、さっきも言ったように明日何時ですかと。本人のほうから聞いてきてですね、まあ多分大丈夫じゃないかと。そんなに心配はなかったですね。

【知名】 上手さん。同じような話になるんですが。就労体験5日間という期間ですね、この期間で少年が会社の雰囲気を知る、その仕事を知るとか。会社が、その子がどういう子かというのわかる。まあそういう時間だと思うんですけど。この5日間っていう長さ、これ適切だと思いますか？

【上手】 えーそうですね。本人からしたら大変長い5日間じゃないかと僕は思うんですけど。雇用するほうは、彼たちといつも同じところで作業しているわけではないし、私も5日間のうち何日間は多分こういう中に入らないと思います。その中で5日間っていうのは僕は短いかなと思います。

【知名】 はい、有難うございます。山元さん、先ほども言ったんですけど、一方では就労体験っていう形ではなくてただ就職先を紹介するという場合と、こうやって5日間とりあえず行ってみようという制度が別にあるっていう。この役割って重要だと思われませんか？

【山元】 そうですね。やはり、この就労体験っていうのはすごく重要な役割をしていると私は思います。これがあれば事業主さん、雇用主さんのほ

うにも雇ってみて、あ、この子はやれるとかいろいろ判断できますし、本人もまた行った上でここで働けるとか、自分に自信が付くとかそういう気持ちが出てくるのではないかなと思います。だからこの体験は必要だと思います。

【知名】 いきなり就職するよりも、5日間の就労体験を挟む方がいい場合もいっぱいあるってことですかね。

【山元】 そうですね。

【知名】 脇田さん。A君にとってこの就労体験の期間ってありましたよね。今は結果的には継続してきちんと働いているということなんで、この就労体験っていうものはA君にとってどういう役割を果たしたと思われませんか？

【脇田】 それはもう、重要な役割でした。家に閉じこもっておりましたので、とにかく家の生活っていうのはやっぱりじーっとしておくわけにいかないから、何かをしたいんだろうけど働く方法もない、この子は優しい子だったから、友達との付き合いもあまりなかったみたいで。だからやっぱり就労体験のことを担当の保護司さんが、私が保護司会の時に就労支援員になった時にすぐ保護司会の中でこういう就労体験事業がございまして、皆さん良かったら私を使ってくださいって説明してたんです。そしたらすぐその担当保護司の方が、脇田さん、こういう人がいるからすぐ就労させてくれない？ということだったんでNPO法人にもこういう話ですってことをしましてすぐ面接したんですね。そして面接して、あそうだそれじゃすぐ雇用主さんイコール保護司さんだからこちらにお願いしようって当日すぐ会社に行って面接してきました。そして本人も、5日間だけどとにかく働くね？って言ったら、働きます、こういう制度があるっていうことを知らなかったということでございまして。で、最終日に私が一番嬉しかったのは、雇用主さんのお陰様で働いて、手当も頂いて、さっき言いましたように靴も買えたりそれから本

人の名義の貯金通帳も。今も多分貯金してると思います、続けて。それで一番嬉しかったのは保護観察が終了したんですよ、3ヶ月後に。だからこれほど本人の今後の目標がはっきりできましたので、こんなにいい就労支援の制度っていうのをですねほんとに有り難いし、家族の方も多分喜んでると思います。私は直接今はそのA少年には関わりがありませんけど、雇用主さんであります保護司さんもこれから先ずっとそういう意味も含んで、この子も保護観察を終えたので一青年として見守ってくださると思いますし、社長さんの役割でもあると思います。以上でございます。

【知名】 そういう引きこもり傾向のある子にとっては、そうやって仕事に行き社会になれる、でもちょっと行くのを戸惑ったり。そういう休み休みの10日間っていうのが実は意味があったんでしょかね。先ほど上手さんが言われてた、休んだ時、嘘だとわかってるけれども、そういう時にどう対応していいか非常に難しいなと思うんですけども。そういうそのへのフォローするときの心構えて何か考えることがあれば教えてください。

【上手】 そうですね、まあフォローっていうのが、本人、恐らく理由が僕はあると思うんですよ。休んだり遅刻したり。多分、まあ遅刻は朝起きれんやったこと。なんで朝起きれんやったかと言ったらやっぱり夜ゲームしとったり、寝てないみたいですね。まあ休んだのは行きたくなかったっていうのが一般だけ。その時の理由をしっかりと聞いてやって理解してやって。そこで指導しかないでしょうね、指導してやって。また、ほんとに学生の延長のような気分が多分うちに来たと思います。だから学校も途中で辞めてみたいなんで。行かなくてもいいやっていう気持ちで来たと思います。だからあの先ほども言いました。なんでか？って追及すると嫌になってくると思うんですよ。しっかり理由を聞いてやってそこで、どちらが正しいの？ってぐらいの感じであんまり追求しなくて優しくとか愛情を持って接したらいいかなと

思います。私もさっき言いましたけど、1週間、10日間ぐらいになりますけど、ずっと一緒におるわけではないです。お昼のごはん食べるときは、必ず僕の横で食べてました。その時に、まあテレビ見ながらなんですけど、ニュースの話題とか二人でこそこそと話したり。という話をしながらそこで、仕事に話はできませんからね、人間関係できませんから。そういう休み時間とか食事の場所でちょっと話をします。そういうことで彼の気持ちを汲んだり。っていうような気持ちで接してきたと思います。

【知名】 休んだりとかいうときも、責めるんじゃないでより理解するって形なんでしょうね。

【上手】 そういう感じですね。

【知名】 そういう雇い出したばかりの子たちが遅刻したり休んだりっていう話、よく協力雇用主会会長の野口さんからもお聞きするんですけど。ちょっと、せっかくいらっしゃるので、野口さんのところでそうやって休みがちだったり嘘ついたり子に対して野口さんがどう接しているか教えて頂けないでしょうか？

【野口】 野口でございます。A君B君は成功事例です。私も県の事例として、話が違ってもいいんですけど。引き受けました。今日、支援員の保護司の先生方が、私のお世話になった先生方が二回と一回ありますんで、ほんとにお世話になりましたけど。私のところでは失敗でしたけれども、私はこの制度はともいい、私は面接をする時に、この事業の時はフィフティー・フィフティーって知ってる？いや知りません。フィフティー・フィフティーっていうのは五分と五分よ。あんたもこれ続けて会社を選ぶ権利がある。うちは選ぶ権利はない、面接したら必ず雇いますから。そういうことでしたけど、やっぱりガソリンスタンドなんてですね、車の移動がある、非常にこの少年たちっていうのはハローワークに行けないから、先生方の体験で来るんですけど、やっぱり軽い知的な障害があったり、

身体的に問題があるっていう。うちは3人やりましたけれど失敗しました。普通、私のところは遅刻は迎えに行きます。これはあの、先生方の雇用されたときに人権のことが一番大事な話でありますんで、うちはそんなことでみんな知ってますんで。ところが、うちは当たり前前の社員がですね、なんか俺たちもそんな風に非行少年と見られようと。だから迎えにやるのは以前は長男、次男、嫁とかでみんなで行ってましたけど、今は先輩社員とか先輩が迎えに行きます。そしたらやっぱり、家の中に行ったらゴミ袋がいっぱいあってですね。保護司の先生方大変だなあと思うんですけども。やっぱりそんな少年に多い。そしてすぐ起きてくるわけじゃないんで。やっぱり寄り添って連れてくる。ということで、話がとりとめがつかんようになりましたけども、うちは迎えに行きます。少年も迎えに来られることによって、あ、行こうという気持ちが出る。これがとても大事なことじゃないかと思います。以上です。

【知名】 むしろ逆に嘘をついたことを責めたりしてもなかなか変えられないけど、むしろ一歩こっちから踏み込むことで元気を与えていくってこともあるんじゃないかな。こういう就労体験をやる中で保護司さんであったり、雇用主であったり、支援員の人っていうのが、多くの大人が少年に関わっていくことになると思うんですが。森下さん、前にですね、今までの案件でなかなかそういう連携がうまくいなくて困ったなんて事例があると聞いたんですが。簡単にお話しいただけますでしょうか。

【森下】 先ほど言った通り、私共どうしても現場仕事で、何人でその現場に入るか決まっていますんで今のB君じゃなくて前の子なんですけど、朝迎えに行っても出てこない、家に行っても誰もいないということがありまして。私が社長に電話して、ちょっといませんと。社長にどうしようかと聞いたら、うーん、おらなしょうがないけん、どうかせないかねという感じで。もう結局ひとりで行ったんですけど。そのところがですね、なか

なか連絡の方法。本人が来る意識があったらいいんですが、来ないってなったらさぼろうと思った時の意識があるときのどうしてもその連絡の取りようがないってとこのなんていうかありますね。

【知名】 なにかその前の事例の保護司さんとも意思疎通ができなくて、結構大変だったっていう話を社長さんから聞いたんですけど。やっぱりその親も含めて連携って大事ですよ。

【森下】 そうですね。一番大事なことだと思います。もうこれをきっかけに本人がどうか立ち直ろうとしようときに、保護司さん、私らと、あと家族の方ですね、連携が取れとったらまだ違う方向に行ったんじゃないかと思うんですけどね。

【知名】 上手さん、上手さんは保護司さんもされながら雇用主もされてるということで。大体、その非行少年とかって各家庭とか人間関係に問題抱えてる場合が多くて、ちょっとそこにまで口出ししたくなる時もあるのかなあと思うんですが。実際、上手さんが雇用主になった時に、注意してる自分の立ち位置などについて考えてることって何かあるんでしょうか。

【上手】 はい。A君の場合はですね、しっかり保護司さんがちゃんと付いておられるし、支援員さんもおられるし。うちは雇用する立場であって、ほんとのこと言うと、私は何も彼に言うことはありませんし。仕事をして頂くっていうのがほんとの僕の狙いであって、お前何したんやとか、悪いことしたらいかんぞとか、何をしたらいかんぞとか。ま、ひとつだけ言いましたけど。煙草だけは俺の前で吸うなよと言いましたけど、ほんとはそれぐらい私は彼に対してはひとつも言いません。というのは、立場立場があると僕は思うんですよ。彼が保護司さんとこに行っているいろいろ言われて、支援員さんからは休んだらいかんよと言われて、まだ会社に来て、お前つまらんやないかって言ったら、彼、立場ないと思うんですよ。だから一切そういうことは言った覚えはありません。そう

のような指導は、僕はした覚えはないですね。

【知名】 それぞれの立ち位置を大事にするっていうようなことなんでしょうね。山元さんも就労体験の支援をする時にはそういう役割分担を気にかけてると言われてましたけれども、どんな感じでしょうか。

【山元】 はい。私のやり方があってるかどうかわかりませんが、私は雇用主さんにやはり気を使っていきたいなというのがありまして。ヒーローテックさんにしても現場に出て行かれますので、昼間あんまり電話をかけたりすると対象者はどんな具合でしょうかとかかけてると、事故につながると困ると思うのであまり電話をかけないようにしてるんです。また、相手の方と社長さんがお話し中だったり相談をされてる時に私が電話をかけると、そこで中断されるとまた振出しに戻るような仕事をしていたと。支援はせんと言われたら困るので、私はなるべく昼間は電話をしないように心がけてます。ただ、どうしても書類上の手続きで事務員さんに会いたいんですけど何時までに行ったらいいですか？とかそういう電話はしました。4時までには事務員いますからそれまでに行ってくださいって言われた、はいって返事をして事務員さんに書類を渡して説明をして。そしてわからない時は社長のほうからお電話を頂いたりします。その連携をうまくやっていきたいなと思ってます。社長さんも私が電話をすると着信履歴が残りますので、ちゃんとかけなおしてくださいるのであまりこのしつこくしないようにしました。

【知名】 まあ、仕事を任せただけは仕事上の領域は社長にお任せするっていう感じですかね。

【山元】 そうなんです。私たちあまり口を出すとですね、心配するなって言われたら困るので。失礼な言い方になるかもしれませんが、はい、ちょっと気を使ってます。

【知名】 脇田さんも、保護司さんという立場もあり、自分の担当じゃない子に支援員として関わるといいうこともあると思うんですが。そこら辺の役割分担でことに何か気を使っておられますか？

【脇田】 私もA君の担当保護司ではないので直接には知らなかった。担当の保護司さんに今度支援員になった時に、頼まれたときにどういうことで保護観察になったのかということとをまず担当の保護司から聞きました。そしてすぐ就労支援制度を活用してくれと頼まれたときには初めての体験ですけど、絶対成功させたいなという気持ちがあったので、担当の保護司さんと連携しながら、それから本人に私は一番応援して何か相談事はないね？って。お母さんとお父さんと相談事がある以外に私も子育てをしてるから、気持ちわかるよ。だからなんでもいいから相談してくださいって、というような、面接行ったときにそういう風な話しかけをして参りました。

【知名】 有難うございます。なかなかですね新しく日の浅い制度でもあるので、そういうそれぞれの役割で、誰がどういう役割を果たしていくかという、非常にこれからまだまだ研究の必要な部分もあるのかなあと思います。今日、打ち合わせの時に聞いて面白かったのは、雇用主のお二人が口を揃えて、やー、この少年が何やったか、全然僕ら知らないですもんねって話をして、あくまでも仕事で評価するっていうので徹底しておられて、それはそれで豪快ですごいなあと思いました。例えば僕らが少年と関わるのは少年審判の前ですね、受けるまで付添人という立場で関わるんですけど。そういう時には裁判所の調査官の方とか、場合によっては裁判官と事前に何度も会ってですね。それをカンファレンスって呼んでるんですけど。結局そういう中でいろいろ会話ができれば多いほど役割分担も明確になるし、この子をどういう方向に持っていくべきだとか。で、場合によっては立場違うんですね、裁判所は少年院に送られて言ってる、こっちは少年院に入れてくれるなって言ってるんだけどそれ以外の部分についてはだいぶ摺

り寄せができてきて、この子に足りないものはなんなんだろうとかかいうのをですね、共通認識していくといい方向に行ったりするので、今後はそういう形でより支援員の役割、保護司さんの役割、雇用主の役割っていうのを明確になっていくとよりスムーズにいくのかなあと思います。今日はですね、実際に雇用されている少年はまだ来ていないのでその声が聞けないんですが、この就労体験事業の第1号の事案について担当した稲澤さんのほうに、その担当した少年から手紙が届いてるといことなので、稲澤さんのほうにその手紙を朗読していただきたいと思います。

【稲澤】 では、読み上げさせていただきます。人生。安倍布弥也。就労支援に出会う前、登校拒否をして他校の人や先輩、後輩と四王寺山の公園で遊んでたりしてました。学校で勉強することより外で友達と元気よく遊んでる方が楽しいし、健康だと思っていました。でも友達といて楽しかったけど充実していなかった気がします。卒業してからも仕事をしないで遊んでました。そんな時期に就労支援に出会い、面接を受けていろいろな仕事を紹介してもらいました。飲食業や建設業などいろいろあった中で体を動かす仕事がしたいと思って東建を選びました。1週間の現場体験をしてきつかったし、正直あまり楽しくありませんでした。しかし、体験も終わり東建に入って、現場経験を積んでいくといろいろな職種に興味を持ち、特に初荷作業や解体作業を覚えるとどんどん楽しくなってきました。仕事に必要な工具を自分で稼いだお金で購入することで、お金の使い方や物の大切さを知りました。だけど東建に入ってから始めのうちは、周りの人をあまり信用できませんでした。でも面倒を見てくれる人から、生活態度、遅刻、無断欠勤などを厳しく注意されましたが誕生日にはプレゼントを用意してくれたり、食事に連れて行ってもらったことがとても嬉しかったです。就労支援に出会い、僕の人生は充実してきたように思います。これから先も辛いことや逃げ出したいようなことがたくさんあると思います。でも、僕はこの貴重な体験を生かして僕の人生を一步ずつ

つでも確実に進んでいきます。以上です。この少年とは、体験事業が始まっての1号ですけども、今でも時々連絡を取っておりまして安否確認をしております。その折、本日のこの会合のことを話しましたら一応東建の代表の方から、話は聞いている、手紙を書くから是非社長さん方に伝えていよって。名前も言っていってことを本人から言われました。こんなに成長してるんだなって改めて知り、ただ私は就労体験につないでやっただけだと思いますけれどもとても嬉しく感激しています。そして、改めて私たちの役割、社長さん方の心の暖かさを知ることができ、これからも可能な限りお手伝いさせていただきたいと、今ここに決意を新たに持つことができました。有難うございました。

【知名】 有難うございました。時間もだいぶ押しではいるんですが、今の事例発表を踏まえて三島さんのほうから何か一言コメントを頂ければと思います。

【三島】 すいません、三島です。ほんとに最後に振られるとは思っていませんでした。今日の話の中で5日間という話があって、それが長いのか短いのかって話とかありました。そこもじっくり考えていかなきゃいけないってこともありますし、役割分担という話もありましてですね。実は機構の支援員さんと、事業をお願いしている私共、時々意見交換とか地域での保護司さんの研修会に行ったりとかお話しさせてもらったりということで、顔はよく合わせて話をさせていただいてます。で、支援員さんたちは現場の社長さん方の声をしっかり持ってありますので、じっくりそこところを聞きながら役割分担という中では、私たちはこの活動をサポートすると言いますか、よりよいものにしていくように取り組んでいくということをやりたいと思います。いつも本当にどうも有難うございます。有難うございました。

【知名】 有難うございました。ほんとに例えば暴走族の総長だったりとか、バリバリ働き出して、そういう劇的な更生っていうのももちろんあるん

ですけど、今日お話しいただいたのっていうのは、初めて自分で稼いで、遅刻が少なくなってくとか、それを親に渡そうとしたり、稼いだお金で仕事の道具を買ったり、新しく自分の口座を作ったり、なんかちょこっとした段階的な成長っていうのを見守っていく。正にそのためにはこの5日間っていう短期間でやっていくっていうことが、子供たちの働くことに対するハードルを下げるために非常に大事な制度なんじゃないかなあと思いました。結局そういう小さい成長の積み重ねが1年経って2年経って見たら、全然変わったねっていうことに多分つながるんだらうと思います。なので、この制度を大事にしてですね、より一層発展させていけるようにしたいと。皆さんと協力してやっていければいいと思います。今日は有難うございました。

■閉会の御挨拶と御礼

NPO法人 福岡就労支援事業者機構

常務理事 北崎 秀男

常務の北崎でございます。本日はほんとに有難うございました。こんなに多くの早朝から集まっていたいただきほんとに有難うございました。それから来賓の方々、最後までほんとに有難うございました。

実は私共、就労支援事業者機構は、先ほど工藤さんがおっしゃいました、風は西からということでございます。就労支援事業は今、福岡県から動いております。これは正に、今日集まっていた社長さん方のお陰でございます。ほんとに有難うございます。就労支援事業者機構は、実は今大変な事業をしております。まずひとつは、法務省、保護観察所でございますが委託事業を受けての更生保護事業、それからやっております福岡県の非行少年等就労支援事業ですね、それから更に今日はちょっとあのお時間頂きたいんですけども福岡県警さんからの暴力団の離脱した人たちの就労支援事業、この3つ。次にですね、先ほど出ておられました、知名先生からの頂いている事業、そして更にもうひとつ。これがまたすごいんです、実際社長さん方がいろいろ求人されておりますが、その求人申し込みの支援事業もさせていただいております。これは本年度から始まった厚生労働省からの委託事業でございます。以上5つをやっております。この5つをやっておるのは福岡県だけでございます。ですから、風は西から動きます。どうぞこれからもお願い申し上げます。それで実はせっかくでございますので、それに携わる支援の人たちの顔を是非覚えていただきたいと思って、今日、どうぞ皆さん前へお願いします。

ほとんど保護司さんでございます。社長さん方に、こういう顔が参りますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。有難うございました。それからもうひとつですね、ちょっとお時間を頂きたいと思ひます。すでに皆さんご存知と思ひますけれども、

福岡県警さんは、5代目工藤会壊滅作戦というとてもないことをやっておられます。そこで、実は福岡県警さんからお願いがございますとのことです。

皆様こんにちは。福岡県警察本部組織犯罪対策課社会復帰対策係の原田と申します。本日は就労支援事業者機構の北崎先生をはじめ、関係する皆様のご厚意で当研修会に参加させていただきました。ほんとに有難うございます。

さて本日は、県警と公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの暴力団員の離脱と社会復帰のための取り組みについて簡単にご紹介させていただきます。本日は資料を2枚ご用意させていただきました。

暴力団離脱者の社会復帰に向けた広域連携協定の締結についてという写真が入った資料を説明させていただきます。今年の2月、暴力団の離脱社会復帰を推進するためには広域的な連携が不可欠と考えまして、14都府県で資料にある内容の協定を締結いたしました。協定については現在、青森県が加わりまして、15都府県で結んでいるところです。しかしながら社会復帰の受け皿となる協賛企業がまだ十分とは言えない状況でございます。県内外の元暴力団員の社会復帰を更に推進するためにも、前歴者の社会復帰にご理解いただいている協力雇用主様の前でこの取り組みを発表させていただきました。協賛企業について簡単に説明させていただいた資料が、こちらになっております。何卒、元暴力団員の社会復帰対策にもご協力をお願いしたいと思っております。

ご協力いただけるという場合はですね、北崎先生を通じて連絡を頂ければ、私たちのほうから後日ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日は貴重なお時間を頂きまして発表させていただきました。

心より感謝申し上げます。有難うございました。

「福岡県立ち直り就労支援事業」への 御協力をお願い

働くことの大切さや喜びが、少年の立ち直りを支えます。

事業主の皆様へ

非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることなく自立するためには、仕事に就き安定した生活を送ることが大切です。

このため、福岡県では、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援に取り組んでいます。

事業主の皆様には、少年の立ち直りや自立に向け、就労体験の受入れや雇用にご協力くださいますようお願いいたします。

福岡県立ち直り就労支援事業 概要

非行等の問題を抱える少年たちに、就労に関する一貫した支援を行い、立ち直りを支援します。

- 対象者: 15歳(中学生を除く)～19歳までの非行等の問題を抱える無職の少年
- 事業の委託先: NPO法人福岡県就労支援事業者機構(福岡県事業)

支援内容

就労支援員による、少年の進路相談、就職活動(ハローワークへの同行等)から就職後の職場定着支援まで、一貫した伴走型の就労支援を行います。

- 希望者には、協力雇用主での就労体験(5日間)を実施
 - ・1日あたり、受入事業所へ2,000円の謝金、少年に4,000円の手当てを支給
 - ・県で傷害保険に加入
- 就労後も、支援員が少年の悩みを聞いたり、雇用主と連携を図って定着を支援

就労支援事業へのお問合せは

NPO法人 福岡県就労支援事業者機構
TEL 092-721-0333 FAX 092-406-3271

御礼とお願い

平成28年3月19日・土

福岡県就労支援事業者機構が第三種会員(協力雇用主)として登録していただいた雇用協力事業者にご協力願う事業(活動)は以下のとおりです。

- 1 法務省(福岡県保護観察所)委託の「更生保護就労支援事業」
福岡保護観察所長が、刑務所出所者等(保護観察、更正保護)の中から対象者を選定して就職支援等を行うもので、競争入札制度をもって委託を実施する事業。
平成23年度開始以降、当機構が受託して、平成28年度も受託しております。
- 2 福岡県非行少年等就労支援事業
福岡県少年等の立ち直り事業として、平成24年度から同県青少年育成課から委託される非行少年等就労支援事業であり、前記同様、当機構が受託しております。
- 3 暴力団離脱決意者の就労支援活動
平成23年度から福岡県警(暴追センター)の依頼による、暴力団離脱決意した者の就労支援活動であり、前記同様、当機構に依頼があるもの。
- 4 弁護士からの就労支援活動
平成23年度から「少年付き添い弁護」の非行少年支援ネットワーク弁護士の依頼による非行少年の就労支援活動であり、前記同様、当機構に依頼があるもの。
- 5 厚生労働省委託「刑務所出所者等就労支援事業」
平成27年度からの新規事業として、東京・横浜・名古屋・大阪・福岡の5拠点での協力雇用主開拓の目的で、全国機構が受託し、当機構に再委託事業で、前記同様、当機構が受託するもの。

以上の、5事業・活動は、これまで協力雇用主の方々の多大なるご支援・ご尽力を賜り、関係御当局から高くその実績を評価されており、これも偏に皆様方のお蔭でございます。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

平成28年度もこの5つの事業活動を引き続き実施しますので、更なる、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

NPO法人 福岡県就労支援事業者機構

NPO法人 福岡県就労支援事業者機構 事業スタッフ及び事務局名簿
(平成28年4月1日)

1 法務省委託事業「福岡県更生保護就労支援事業」

事業所長 村田 朗
就労支援員 丸田 一子
" 山元 敦子

2 福岡県非行少年等就労支援事業

統括責任者(コーディネーター) 北崎 秀男
就労体験等支援員 稲澤 智美 就労体験等支援員 吉川文香
" 中田 早苗 " 藤井 幸恵
" 檜室 多恵子 " 浅野 薫
" 伊藤 絹子 " 脇田 道子
" 園田 公代 " 杉山 範夫
" 末永 次男 " 三好 孝雄
" 川上 政勝 " 石井 信廣
" 長瀬 憲治 " 安部 慶子
" 安部 秀昭 " 大庭 由照
" 高橋 正敏

3 厚生労働省委託事業「刑務所出所者等就労支援事業」

事業所長 北崎 秀男
協力雇用主支援員 刈茅 誠治
" 石井 尚

4 その他活動及び事務局

(1) 暴力団離脱決意した者の就労支援及び弁護士依頼案件については、
機構事務局長が対応する。

(2) 事務局

事業所長 北崎 秀男
協力雇用主支援員 萩尾 百枝

福岡県非行少年等就労支援事業 協力事業者研修 記録

発行日 平成28年 7月

発行者 NPO法人福岡県就労支援事業者機構

宮田委員資料

就労・居住をめぐる問題について

宮田 桂子

第1 就労・居住をめぐる政策検討の前提として持つべき視点、考えるべき問題

「就労・居住」についての具体的施策を考えるについて、その前提として考えるべき点、現行制度では解決困難な立法的解決が望まれる事項についてまず指摘する。

1 比較法的視点

再犯防止推進計画を策定するに当たり、当方でわかっている海外法制・制度については適宜触れていくが、海外における犯罪をした者に対する支援施策等については十分に参考にしたうえで、我が国での対応を考えるべきものとする。なお、今般、計画案策定に際して、海外での制度等を参考にしたものがあるとするならば、その資料をご配布いただくとありがたい。

2 社会啓発の必要性や報道のあり方について

就労の確保についても、居住先の確保についても、社会の理解を得ることがなければその実現は不可能である。犯罪をした者には関わらないほうがよいという現在の社会の情勢のもとでは、協力雇用主は増えないし、更生保護施設は近隣住民の反対で建設できない。

現在の「社会を明るくする運動」は、やや理念の呈示が抽象的にすぎ、なおかつ少年等が念頭におかれていると読めるような啓発文章であり、十分とはいえない。

シンガポールでは、国が、刑務所を出所した刺青の入った人が介護をしている様子をCMで流すなど、大々的なキャンペーンをすることで大きな効果を上げたという。

更生の環境があれば更生できることを、マスコミ等で大きく取り上げてもらうことは大切であり、ドラマの題材にしてもらう（ドラマにするに足るドラマティックな人生を歩んだ、更生した犯罪をした者もいる）、そのように更生した人で顕名で活動をしている人のケースを積極的に取り上げるといったキャンペーンが必要ではないか。

また、犯罪をした者の過去の情報が居住や就職等で極めて大きなマイナスになる場合があり、実名報道が原則である現在の我が国の状況には疑問を發していく必要があるのではなかろうか。これは、犯罪をした者だけでなく、社会資源として最も大切な犯罪をした者の家族を守るという意味でも極めて重要である。

広報・啓発活動については6月に検討予定とのことだが、このような観点について予めご考慮いただくと大変ありがたい。

3 「犯罪をした者の家族への支援」という視点

犯罪をした者の社会資源として最も有効かつ長期的に機能するのが家族・親族である。現在、我が国では、障害者支援や高齢者介護等について家族への過大な負担がかかっているところ、それと同様に家族・親族に犯罪をした者のケアを押しつけることになっては問題だが、現在の矯正・保護においては、家族・親族が社会資源であるという視点が欠けている、ないし不十分であるように思われる。

家族・親族が健全な状況にあり、受け入れ能力があれば、犯罪をした者の住居の確保はもちろん、就労の際の身元保証人の確保等も可能になり、犯罪をした者の再犯防止のために極めて大きな効果が期待できる。

確かに、親族が犯罪をした者に対して、かつて虐待をしたことがあるなど、親族が犯罪をした者との対立関係を有する場合も少なくない。しかしながら、少年事件のように、親族との関係調整が行われれば事態は大きく変わり得る。このような場合でも、親族に対するカウンセリングなどの積極的な働きかけにより、親族が犯罪をした者に対する有力な支援者となる可能性がある。また、親族等は、身内である犯罪をした者の尻ぬぐい等で疲弊し切っている場合もあるが、家族間の適切な距離のとり方など、家族どうしの接し方について考える機会を与え、犯罪をした者との間でも第三者が入って話し合える場を作る等の支援も試みられる必要がある。

イギリスでは、受刑者と親族とのつながりを刑事施設がどのように支援したかが、施設に対する評価の項目となっており、積極的に家族とのつながりを取り戻す方向で支援をしている。我が国においても、矯正・保護の中でかような視点を持つことが不可欠である。あえて酷評させていただくと、現在、刑務所の通信のあり方は、親族等との関係が維持できなくなることすらあるように思われる。家族との郵便物の発受回数制限の緩和、一部施設で行われている電話による通信の拡大、できれば法務省のテレビ電話システムや Skype 等を利用した電子的な面会の創設、面会時間の充実や仕切りのない部屋での面会の拡大、ともに外泊あるいは刑務所内での開放施設での同宿等の、受刑者と家族との関係を維持できるような環境作りこそ急ぐべき課題ではなからうか。

犯罪をした者の家族は、地域社会からつまはじきにされるなど、非常に悲惨な状況になっていることが少なくない。犯罪をした者にとって親族が最も重要な社会的資源の一つであることを意識し、家族の責任を加重に問う報道等に対しては抗議すべきであるし（法務省人権擁護局のマスターかと思われる）、親族が解雇される、あるいは店を閉めざるを得なくなる、住居に嫌がらせの電話や手紙が届き落書きなどのいたづらをされそこに居られなくなるなどの悲惨な例もあるのだから、そういう場合には福祉による救済を図り、居住を確保するなど、福祉当局との連携をしていく必要がある。家族の居場所があれば、犯罪をした者の帰る場所もできる。

イギリスのジェイムス・バルガー事件（10才の少年2名が2才の子供を撲殺した事件）の加害者親族に対して、同国の福祉当局は、家族に偽名を与えて公営住居を確保し、転居させている（同事件のルポルタージュ「子供を殺す子供たち」にもそのくだりが出てくる）が、別事件でもこのような福祉的施策がとられている。家族への支援は、事件が起きた直後から必要になる。

家族・親族自身が精神・身体に問題を抱えている場合、貧困である等の場合もあるので、その相談に応じる、あるいはカウンセリング等の機会も与えられるべきである。

再犯防止を推進するためには、かような犯罪をした者の家族に対する支援の視点を持つことが不可欠である。

4 求職・居住の前提問題としての戸籍・住民票

戸籍・住民票という社会生活を営む上で必要な ID に問題がある人達がいる。

(1) 戸籍

戸籍がない、あるいは戸籍に瑕疵がある受刑者もいるのではないと思われる。

東京都定着支援センターから弁護士会への相談要請の中には、無効な婚姻や養子縁組などによる戸籍訂正の事例が相当数ある。かような婚姻無効、縁組無効については殆どが欠席判決であり、受刑中に対処対処が可能なので、法律相談、法的支援の前倒しをし、釈放時には解決している状態にすることが最も望ましい方法と思われる。

少なくとも仮釈放、特別調整の検討中このような課題が出てきた場合には、速やかに法律相談等の支援を受けられるようにすべきであろう。

(2) 住民票

住民票が除かれている場合があり、新たに住民票を作る必要がある人が多い。

また、住民票のない場所を新たな居住地とする場合にも異動の問題が生じる。住民票がなければ生活保護申請、障害者手帳取得等ができない。この手続きを円滑に進めなければ居住も就労も確保できない。例えば、住民票が除籍されている者については、

①住民票から除籍されている者については、施設のある場所に住民票を置き、その移動という方法をとる

②出所前の外出の利用等で早期に住民票を作らせる

③住民票を作る（+ 生活保護を受けて早期に住居を確保する等の目的）のために、満期日が土日祝日である場合には、平日（できれば月～木）に釈放する

※住民票がある場合であっても、満期日が土日祝日である場合、基礎自治体と話がついている、あるいは施設での入所が決まっているといった場合であっても、諸手続きができないために入居・入所ができないといった問題が生じる。東京都地域生活定着支援センターでは、生活保護や障害認定を前提に、無料低額宿泊所や病院への入院、更生施設等への入所を図っているが、生活保護等について決まらなければ施設への入所がままならず、そのような場合には更生保護施設を利用しているという。平日釈放ができれば（できれば月～木が望ましい）、生活保護申請等を住ませて、速やかに施設入所が可能なのだから、その分更生保護施設の収容が減り、資源を有効に活用できるのである。

といった配慮が必要ではないか。

これらは法務省のみで対応可能と思われるが、基礎自治体の住民票取得の窓口、生活保護申請の窓口に対する協力要請、あるいは、弁護士等の同行支援等の体制作りが必要と思われる。

福祉的支援を受けるためには、住民票を置けるかどうかは死活問題であるところ、基礎自治体による体温差が極めて大きい。受け入れに対して非常に消極的な基礎自治体もあり、これはおそらく生活保護申請等の可能性を考えてのものと思われるが、生活の本拠を定めなければ生存権が守れないのであり、再犯防止法の成立を受け、この点についての基礎自治体のご理解を深めるよう指導・啓発をしていただきたい。

また、特別調整において、地域生活定着支援センターどうして、住民票をどこに

置くのかについて調整がうまくいかないケースもあるやに聞く。調整のルールを決めることも必要かもしれない。なお、居住・就労先の問題について、特別調整対象事件では地域生活定着支援センターがキーになると思うが、この検討は「民間支援者」のところになるのか。この「居住」の問題について、今最もノウハウを有しているのはセンターと思われ、その経験を活かした政策が考えられるべきである。

第2 実刑を言い渡すべき罪について考え直す・実刑のあり方を考え直す

現在、刑務所での生活と社会での生活のギャップが極めて大きく、例えば、出所してから、女性や子供の声に驚く、人ごみで「人酔い」といった経験が書籍、ホームページ等で紹介されている（「獄窓記（山本譲司）」ポプラ社、<http://www.motherhouse-jp.org/index.html/> マザーハウス HP など）。居住先が見つかり、就労が可能となったとしても、そのようなギャップにより社会不適応を起こす危険も存する。

1 刑罰の改革へ

北欧では、20年以上の自由刑では社会不適応を起こすという問題意識のもとで最高刑が決められている（ちなみにノルウェーは無期刑がない）。現在、我が国では、刑罰を重くする方向性が非常に際立っているが、それが本当に正しいのかを問い直すべきなのではなかろうか。

欧米の受刑者の構成等をみると、我が国に多い窃盗、薬物事犯は少なく、重大犯罪の長期受刑者が中心となっている。その原因には、窃盗、薬物事犯に対してはダイバージョンや社会内処遇が機能していることが考えられる。刑務所が引き受けるべき犯罪をした者とはどういう者なのか議論し、治療等を条件とした執行や宣告の猶予制度導入、社会奉仕命令、GPS 監視による社会内処遇などを検討していく必要があるのではなかろうか。

また、夜間拘禁、週末拘禁等の自由刑の多様化の問題も検討が必要だろう。

2 刑務所の「社会化」の必要性

上記の刑務所と社会とのギャップの問題の解決の方法として、刑務所内の生活と社会での生活のギャップを作らない（両性の収容、自発・自律的プログラムを増やす等）、ギャップを埋める（地域との交流等）ための運用改善が不可欠ではなかろうか。

北欧諸国の刑務所には、開放刑務所と閉鎖刑務所があり、デンマークの開放刑務所にはアパートのような部屋があり、受刑者の家族が1日その部屋を借りて過ごせるようになっている。後述の家族との関係の維持にも関連するが、社会に近い形での生活をするほうが、社会復帰が容易となる。

オーストラリア ビクトリア州の刑務所では、出所近くなった受刑者を、敷地内の一軒家（何軒かあって、まとめて1つのフェンスに囲まれている。庭にはプールまで付いている）に住ませ、自炊や掃除、子育て等を全て自分でやる「疑似一人暮らし」をさせる施設がある。

アメリカでは、出所前に外部通勤をさせるための施設であるプレリリースセンターが設置されており、通勤のしやすい場所に、外部通勤ができるような施設を作ること

も積極的に考えられるべきではないか。

我が国においても、出所準備寮はあるが、その期間をもっと長くし、その環境を社会に近づけることが考えられないか。1Kのアパートを模した個室の集合体を作り、出所後やらなければならない自分の身の回りのことは自分でやらせてみる、金銭を持たせて買い物をさせてみる、受刑者どうしの交流の機会を作る等の方法が考えられる。

また、刑務所に入ったときから社会復帰のための処遇・教育が始まるのだという認識のもとで、制度の設計・運用がなされるべきものとする。

自主的な生活の試みは、出所前に限らず、ソーシャルスキルのトレーニングの一つとして、受刑期間の随所で行われることも検討すべきかと思われる。現在の刑務所の運用では、受刑者の自由度が低く、自主性・自律性の下で生活する状況になっておらず、最も必要なソーシャルスキルである自己決定が身につかないといううらみがある。刑務所に入ると社会に必要なスキルが喪われることも少なくないことは認識されるべきではないか。刑務所職員が非常に少ない人数で、規則を詳細に策定してそれに基づく多数の受刑者を管理する必要性は理解できるが、それでもなお、受刑者の自主性・自律性を涵養できる環境作りが必要なのではないのか。犯罪程度の進んでいない者の施設で、話し合いのもと、自主的に生活上の決まりを作るといった処遇を試みることも必要ではないか（出所準備寮ではこのような試みもされているようであり、広げられるところを検討すべきではないか）。

仮釈放者の再犯率が低いとのデータがあるが、仮釈放につなぐことができないこと、仮釈放の申請権がないことも問題である。仮釈放は、それを得ようとすることで刑務所内での規則を守る等の動機付けになるし、その期間中は保護観察がつくので社会内での生活にも遵守事項を定めて指導ができるなど、様々な局面でよい影響を及ぼす。更生保護施設の増設等により、親族等のもとに帰ることができない者の帰住先を確保し、仮釈放を積極的に運用することが望まれる。

第3 処遇の流れ全体を通じてのアセスメントと情報共有

1 アセスメントの必要性

犯罪をする者は、「生きづらさ」を抱えている人が殆どであり、生きづらさを生み出しているものが何であるかを分析・認識できなければ、その対応は十分なものとはならない。その分析・認識のためのアセスメントの手続きは必要不可欠である。例えば、軽微な犯罪を繰り返して生きる気力がなく、出所後の施設になじめずに再犯を犯すようなケースであれば、生きづらさのベースに障害が存在し、それに伴うコミュニケーション能力の欠如といった2次障害があり、そのために人間関係が作れずに施設での生活ができないといった問題があぶり出される可能性がある。あるいは、暴力団からの離脱を拒む者の中には、犯罪をした後で刑務所において暴力団員と知り合い、初めて人に優しくしてもらった、あるいは社会で居場所がないために暴力団が唯一の受け皿だったという人もいるだろう。

犯罪しか選択肢がなかったから犯罪をするともいえ、生きづらさのベースには、障害、高齢、貧困、虐待等の様々な問題が存し、人間の尊厳を回復することなく社会復帰はあり得ない。刑務所は、アセスメント、それに対応した対応をすることが可能な

時間が十分ある。保護観察付執行猶予や更生緊急保護の場合にはその時間が十分とれないが、アセスメントがないままにとりあえず収容できるところに収容するから、ミスマッチが起こるなど、十分に効果を上げることを妨げている面がある。

本人の資質、能力、社会資源等について、医療、心理、福祉、法律等の専門家でのアセスメント会議を行うなど、多角的な視点から本人の性格・資質等を見極め、今までとは違った形での「個別処遇」をするのためのアプローチが必要と思われる。

本人の資質等を把握しておかなければならない例として、カウンセリングの問題がある。カウンセリングが必要な受刑者は多いと思われるが、発達障害を持つ場合などはカウンセリングの効果が非常に出づらい場合があるし、少なくとも、障害特性、人格特性を見極めたカウンセリングの方法を考える必要がある。

現在、弁護士が、社会福祉士等と協力して「更生支援計画」を策定し、検察官の不起訴判断の資料とし、あるいは裁判で証拠にしているが、例えば、かようなものが作られているケースで実刑になったものについて、あるいは保護観察付執行猶予となったものについて、計画に関与した社会福祉士などの福祉担当者、医療関係者、弁護士等と行刑、保護当局との処遇会議を行い、処遇計画を策定するといった試行が考えられる。

また、今回の案では、就労と住居の確保を全て行政側の運用で対応しようとしているが、犯罪をした者が適切な自己決定権をし、自主的・自発的に行動することによって、それらに対応する政策が初めてうまくいくものと思われる。自己決定権の適切な行使のために、手続きの各段階で弁護士の法的助言が受けられる体制等も考えるべきであろう。

2 円滑な情報の引き継ぎ

個人情報保護法等の問題があるにせよ、裁判、矯正、保護の現場での情報の共有のシステムが出来ていないことは極めて問題である。裁判の執行に際しては、判決は執行する検察官により矯正・保護当局に引き継がれるものの、原則として証拠の引き継ぎはなされないから、例えば、裁判で出された精神鑑定書、更生支援計画等は矯正、保護の現場とは共有されない。有罪となった犯罪をした人の裁判での情報は、公開の裁判で取り調べられたものであり、公開されないことが原則の少年の社会記録とは異なり、確定記録閲覧の対象になることに鑑みれば、かような記録を引き継ぎ、上記のアセスメントに供することが必要と思われる。

また、刑務所内での知能テストや所内での行動の記録等は保護観察所には引き継がれないし、ましてやその後、福祉担当者やその者を引き取る福祉施設等には引き継がれない。しかしながら、就労や福祉を受ける際のアセスメントに、かような情報は極めて有益であり、それが矯正の現場で死蔵されることがあってはならない。

保護司の多くは少年事件にやりがいを感じるというのだが、その根拠の一つが、事前の情報の多さである。即ち、少年事件では鑑別記録等の少年に関する情報が保護司と共有され、対象者がどういう問題を有しているかを予め検討しておけるのである。

かような、広義の刑事司法の中での情報共有だけでなく、さらに福祉に架橋していくという課題は極めて大きいものとする。

少なくとも、本人に、情報を共有する目的を伝え、同意を得ておけば、かような共有をすることの個人情報保護法にかかる問題は解決するのではなからうか。

第4 縦割り行政や様々な規制等に関する問題

この点については必ずしも十分な検討ができておらず、指摘の誤りがあるかもしれないことを予め申し上げる。

1 縦割り行政による基準の問題

施設の設置については、それぞれの施設についてそれぞれの法律があり所管の行政省庁の「指導」が存する。既存の施設・設備を他の事業に転用することはなかなか難しく、とくに、居住のための施設となるとハードルが高い。もちろん、粗悪な施設が作られることは防がなければならないのだが、施設の転用などについては、ハードルを下げてもよい場合はあり得るのではなからうか。

また、地方公共団体においては、平成の大合併や（若年）人口減などにより、施設に余裕があり、財団法人地方自治研究機構ではその転用等についての検討がされている（<http://www.jfma.or.jp/FORUM/2010/doc/0210-1105-B.pdf>）ところ、かような地方自治体の施設と今般の再犯防止推進計画で実施しようとしている事業の施設とをマッチングさせる等により、自治体の箱物維持の負担を減らし、かつ、国や更生保護法人等の関連団体が新たな施設を作る負担を減らすといった効率化ができるのではないか。このような協力を得ることにより、犯罪をした者を含む緊急の支援を必要とする者の住居や就労支援のための研修施設、福祉的就労の施設の建設等が可能にならないだろうか。

2 事業を始めるハードルの高さ

(1) 資金集めが難しい

更生保護事業、福祉事業に関心を持つ国民は少なくはないはずなのだが、公益事業での資金集めが非常に難しいという問題がある。

アメリカ等で事業に成功した者が公益的・福祉的事业をしているのは、税制の優遇によってそのような事業に参入しやすい環境があることが大きい。我が国では、公益法人に対する指定寄附制度等があるが、その範囲が狭く、法人設立のための資金集めが非常に困難であるし、NPO 法人の形で事業を開始する場合には優遇がないため、極めて資金集めが難しい。

再犯防止のための民間の様々な事業について、どうすれば適切な資金手当ができるのかは極めて大きな問題である。今回の関係各省庁に財務省が入っていないことは問題であり、とくに新たな事業の開始に当たっての資金手当を考える必要がある。

後述のとおり、更生保護施設の経営は極めて困難であり、その施設建て替えや新たな事業展開といった多額の資金を要する活動を行うことは容易ではない。また、新たにソーシャルファームの試みをするについてもそのための資金を得ることは容易ではない。

①財務省に働きかけ、寄付控除等の税制の恩典を拡大すること ②既存の公益団体を利用してかような事業を行う際の補助金、研究費、貸付金等の金銭支出を容易にで

きるようなしくみを作ること ③国等の補助金の申請について、更生保護関連事業で使用可能なものについてわかりやすく一覧性のある資料を作ること といった対策が考え得る。

犯罪をした者の社会復帰のための事業展開の資金獲得の有効な方策を講じることは喫緊の課題といえるのではないか。

(2) 省庁・自治体の管轄をまたぐ協力関係

更生保護施設は更生保護法人が経営することが原則とされてきたが、近年、社会福祉法人南光愛隣会が更生保護施設 雲仙 虹を開設し、その意欲的な試みが紹介された。このような事業を監督する官庁を超えた事業の展開を広く認めていくことが考えられないだろうか。

福祉的目的が通有している団体についての認可の情報や省庁をまたいだ補助の支出等が考えられるべきではないか。

第5 対策の順序を考える必要

刑務所内で全ての者に就職が可能な状況ができればいいが、相当数の者は、出所後に求職活動をしなければならない。

現在、求職活動のためには、面接の日程調整、採用通知等諸々の連絡先として、住所、電話、メールアドレスといったものが不可欠である。住所・居住が先か、就労が先かといえ、住所・居住の問題の解決が先であろう。

たとえ仮釈放の対象等となっていたとしても、住民票がない、携帯電話の契約切れなどで携帯電話が作れない（携帯電話の使用料滞納の場合、いわゆる「ブラックリスト」扱いなので新たな携帯電話が作れない）、PCを持っていない、PCを使えない等といった、連絡先がない、連絡先を使うスキルがない者は就職活動がうまくいかない。携帯電話に関しては、出所前に以下の情報を早めに告知しておくほうがベターかと思われる。

①破産、携帯電話料金の不払い等がある場合には直ちに携帯電話が作れない

②料金未払いであれば、未払い金支払い、預託金納付等で回線契約が可能となり得るが、できなければプリペイド携帯の契約をするくらいしか方法がない

③端末機器購入は、①の事実があると割賦は困難で現金払いでの対応が必要。

なお、携帯電話がらみで多重債務が明らかになる場合があり、刑務所在所中、執行猶予開始直後からの早期の法律相談のルートに乗せ、対応をしておくことによりより社会復帰が容易となる。

第5 住居の確保

上記のとおり、まず住居の確保が必要との観点から、住居の確保の問題から検討する。

1 「住居がない」という状態だった者への十分な調査を

犯罪をした者が再犯に及ぶ際、ホームレスやネットカフェ生活をしているという場合が相当数ある。このような状態になるのは、住民票がないという場合もあるだろうし、比較的若く、矯正あるいは保護の現場から、積極的な支援の必要がなくても自活できると思われたために支援から取りこぼれた者である可能性も高い。ホームレスに

なった理由、ネットカフェで暮らさざるを得なかった理由等について十分な分析が不可欠である。

2 犯罪をした人には単なる「住居の確保」では足りない

犯罪をした者に対する対策としては、単に住居の確保という視点では足りない。

社会・生活スキルを十分に持たず、あるいは、精神障害や疾病等を有する犯罪をした者に対しては、生活訓練や治療をしながら徐々に社会復帰をしていくための中間施設の性格を有する施設がもっとたくさん必要である。

(1) 更生保護施設、自立準備ホームの数の確保

更生保護施設が中間施設として大きな役割を果たしてきたこと、及び、それが全く足りないことは全ての人の共通認識である。

障害者について法務省のノウハウは極めて乏しい。社会福祉法人南光会隣会が更生保護施設虹を設置しているが、このように社会福祉法人が更生保護施設を持つこと、あるいは、罪を犯した人のために生活訓練寮を設けることを、厚労省が呼びかけて下さること、あるいは誘導するための施策を講じることはできないのか。ホームレスの支援団体など、貧困者支援を行っている地域のNPO等に対しても、もっと積極的に連携を図り、更生保護施設としての協力を仰ぐべきであり、この点についても厚労省の呼びかけが必要と思われる。

また、更生保護施設の建設は、近隣住民の反対等から非常にハードルが高いこと等もあり、福祉目的等の施設の一部の提供をしてもらう自立準備ホームの制度もあるが、この数もあまり増えていない。自立準備ホームが増えない理由には委託費が低いという問題もあるのではないのか。この増額は図れないのか。

社会福祉法人で、とくに障害者・高齢者のための受け入れをしてくれる自立準備ホームを確保することはできないのか。厚労省からの働きかけはしていただけないのか。

また、自立準備ホームという当面の入居をさせる制度だけでなく、社会福祉施設において、障害者・高齢者の犯罪をした者に対する「お試し入所」的なものを制度化し、委託費の支払等の裏付けを作るなど、施設とのマッチングが柔軟にできるような制度も必要ではないのか。

さらに、医療法人が精神障害を持つ者のために、精神科グループホームを持っているところもあるが、措置入院なども含めた犯罪をした者に対しての治療を有効に行いながらの自立支援なども検討されるべきではないだろうか。

福祉系の中間施設を作ることにより、障害者、高齢者の犯罪をした者の福祉施設の入所や介護サービス等の選定による独居などへのスムーズな移行が可能となるのではなかろうか。

更生保護施設に対する助成等に予算を使ったとしても、再犯防止の上では遙かに安上がりとなるのであり、かような機能を果たす施設を増やす努力が必要と思われる。

(2) 更生保護施設等の機能の高度化

更生保護法人の経営状態は極めて悪く、建物の改修どころか、職員の給与もまま

ならない状況にあり、職員の定着率の悪い施設も相当数存する。かような更生保護施設の経営状態の改善のための施策、もっといえば、保護費の増額や法人自体への資金援助等が考えられなければならない。簡易宿泊所の素泊まりでも3000円の時代に、5000円足らずの委託費で、設備を維持し食事を出すのに費用を使ったら、どれほどが残るというのか。保護費の増額及び特別にプログラムを組むなどの試みをしている更生保護施設への保護費の加算等が考えられる必要がある。「更生保護には金がかからない」「金をかけない」という発想を抜本的に転換しないといけないのではないのか。

現在、更生保護施設での指導は、就労することを前提としたものが中心で、カウンセリングやソーシャルスキルトレーニング等のプログラムが行われない施設も多いし、行われているところでも、ボランティアの手を借りるなどして細々とやっているという面は否めない。そして、プログラムを編成するとすれば、6ヶ月という保護期間は十分とはいえない。

さらに、人的体制の強化も不可欠であろう。現在、更生保護施設に社会福祉士や薬物問題の専門家等を配することが増えているが、福祉施策への架橋や福祉的プログラム、薬物離脱プログラム等が全面的にプログラムの中に組み込まれているわけではないから、配された専門家が、他の職員もやっている「普通の仕事」をして、せいぜい週数回のプログラムに関わるというのが実態ではないかと思われる。更生保護施設の「あり方」との関連でこのような人的体制についての検討をしていくことが必要であろう。

支援・援助を考える場合に、犯罪をした者それぞれに対する、その資質・能力等に必要なプログラムが考えられる必要がある。それぞれの犯罪をした者の抱えている問題の洗い出しの作業が必要であり、上記第3 1で指摘したとおり、的確なアセスメントができる体制を作ることが重要である。

3 居住に対するバックアップ

犯罪をした者、あるいはその家族に対して公営住宅等への入居がある程度優先的にできると、居住場所の確保がしやすくなる。

また、犯罪をした者の中には、身よりがない者もあり、家屋賃貸借契約の保証人の確保ができないことも多い。国や自治体等の公的団体が保証人の機能を果たす等があれば、より賃借が容易になるものと考えられる。

さらに、公的に貸せる場所を確保していくために、空き家法の活用等により、借り上げ住宅を増やすこと等を検討できるのではなかろうか。ただ、借り上げる主体は、国か、都道府県か、基礎自治体かといった役割分担の課題はあろう。

4 居住してからのバックアップ

居住場所が確保できたとしても、就労ができない場合もあるし、就労ができたとしても多くの者は非正規雇用であり、生活基盤が弱い場合が多い。また、身より等がなく、相談できる場を持たない者もいる。

例えば、更生保護施設がソーシャルスキルやパソコン使用等の技術訓練等を提供し、

あるいは、カウンセリングを実施するなどして、そこに更生保護施設以外での居住場所が確保できた者が通所するような形で、能力の向上等を図り、地域への定着が進むように支援することが考えられる。

また、保護観察所や更生保護施設等を窓口として、様々な問題に対するワンストップの相談窓口が開設されることが望まれる。相談の内容は多岐にわたると思われ、実効的な相談をする為には、各省庁や自治体だけでなく、医学、心理学、福祉、法律等の各種の専門家との連携が不可欠であろう。また、上記のような犯罪をした人の社会基盤の弱さを考えれば、提供すべき情報は、多岐にわたるものと思われる。たとえば、社会福祉協議会での短期の金銭の借入制度、地域のフードバンク、貧困者への炊き出し支援などのNPOの活動など、地域で暮らしていける上で活用できる社会資源の情報についても集積し、犯罪をした者やその支援をしている人達に対してそれを提供できるようにすべきである。

第6 就労の確保等

1 資格制限の緩和

現在の有罪認定による資格制限は緩和する必要があるのではないかと。高い専門スキルを持っている者が、犯罪をしたということで個別の事件の状況等を考慮せずに一律に提供されるのは不合理ではないか。せめて、刑種による一律制限をやめるべきなのではないか。

2 就労がうまくいかない原因の調査

上記指摘のとおり、犯罪をした者には、様々な背景がある。犯罪をした者が過去に就労がうまくいかなかった原因には、本人が基本的な生活態度等を身につけておらず職場に定着できなかった、本人の自己イメージが実際の能力等を反映しておらず、適性のある職業に結びつかなかった等、様々な原因が考えられる。本人の性格、能力、資質等のアセスメントをし、欠けている能力を身につけさせ、その適性を十分に考えて就職等ができるよう指導ができる体制が必要と思われる。

また、協力雇用主等の犯罪をした者を雇い入れた事業者に対して聞き取り調査を実施し、ネックとなっている問題が那边にあるのか本音のところを聴取し、共同して問題に対処する姿勢が必要ではないか。

法務省は、就労支援等のノウハウを持つ厚労省にも協力を求め、このような就労がうまくいかなかった原因を分析し、有効な雇用政策につなげるための分析・提案をするべきである。

就労がうまくいかない原因の中には、協力雇用主の職種が偏っている（建築業が多い）、犯罪をした人が出所後に生活したい場所と協力雇用主のいる場所が離れているといった問題もあるのではないかと。出所後の生活を希望する人が多い場所での協力雇用主を増やす、出所後にここで生活したいと思わせるような、希望地以外での生活に魅力があることを示すための情報提供等も必要なのではなかろうか。

3 犯罪をした人を諦めさせない・動機付けを与える

(1) ロールモデルの提供

犯罪をした者が、社会で立ち直り、やり直すことができるというロールモデルの提供が必要である。犯罪をした者の中には、これからどうしていいか途方に暮れている、あるいは、どうしようもないと思って自棄になっている者もあるかと思われる。諦めさせるのではなく、顕名で活動している社会内で更生した情報発信者、事業者等に、刑務所内で更生の過程等について講演させる、そのような者の書籍を刑務所内に置くなどの方法により、有効なロールモデルを提供すべきである。「前科がある」ということが、矯正・保護の現場での活動の妨げになっているが、社会からも認められるような形で更生している人もおり、そのような者の協力が得やすいよう、法律や行政上の運用を変えていく必要がある。

(2) 動機付けを与える

家族がいない、刑務所内での（軽微であっても）規則違反をしてしまった等から仮釈放がつかないことを悲観して、刑務所内での生活が無気力になっている者もいるのではないか。上記の仮釈放の可能性の増大には、かような理由による無気力を軽減する効果がある。職業訓練を受けると仮釈放審査の開始期間が短縮されるカリフォルニア州等での試みは参考になるものと思われる。

本人の希望や能力等とマッチした就職ができれば、就労先への定着が可能となる可能性がある。「これはおもしろそうだ」と思わせるような仕事の紹介の仕方はできないのか。どのような職種がありどのような仕事をしているのかについての具体的なイメージを持たせることが必要ではなかろうか。

たとえば、受刑者等の多くは、一次産業について全く知らない者も多いのではないのか。農林水産業について協力雇用主がいても、そのような産業についての知識や経験がなければ二の足を踏むだろう。仕事の紹介、さらに、刑務所での作業（外部通勤を含む）、更生保護施設入所者等に対する体験学習などでそれらに触れさせることで、就労への動機付けを与えることが可能なのではないか。他にも、協力雇用主として登録しても、就職を希望する者がいない場合も少なくないようだが、かような形での導入教育を行うと、就労につながる可能性があるのではないか。

4 社会スキル、社会の要請が変化していることへの対応

職業訓練や資格も必要だが、社会内で必要とされるスキルが日々変化ないし高くなってきている。

電話についていえば、携帯電話がなくなり、移動体電話は早晚全てスマートフォンになる。現在、公衆電話は姿を消しつつあり、固定電話のない家も多く、スマートフォンが使えなければ社会で孤立することになってしまう。スマートフォンの使用スキルがなければ、社会で暮らしていけないと言っても過言ではないことは認識されるべきである。これは単純労働者であっても、あるいは就労しなくても社会生活上必要なスキルともいえる。

また、PC 使用スキルは就職上不可欠になってきており、メール操作程度はできないと、就職してから職場での対応が全くできないということも少なくない。例えば、G メールアドレスなど、無料のサービスでのアドレス取得は、就職活動等の前段階から

しておく必要があるのではないか。

就職先での機器操作の必要性は大きくなっており、例えば、飲食店の注文すら現在はタッチパネルのことも多い。刑務所内でのスキル獲得については、かような社会変化を考慮したものである必要があり、刑務所内での研修にかようなスキル取得を検討する必要もあろう（例えば、外部から事業者を招いて研修を実施してもらうような方法も考えられるし、機器を業者から借り受けるような方法も考えられる）。

また、スマートフォンや PC からのメール送信について、家族や保護司、協力雇用主といった刑務所が連絡先を把握している者に対して、許可に基づいて職員の前で操作させる等により、外部との不正通信を防止しつつ、使い方を学ばせる方法はあるのではないのか。少なくとも犯罪傾向の進んでいない者には試みる価値があるように思われる。

5 技能等の習得

(1) 職業訓練や資格取得へのアクセス

収容期間や年齢等の条件などから、職業訓練や資格取得等の各種プログラムを受講できる受刑者が限定されてしまうという問題がある。1人でも多くの受講が可能となる工夫が必要であるし、出所後の、ハローワークや業界団体等の職業訓練に、刑務所内での訓練の単位が活かされる等の、刑務所と地域とのスキル取得のための連携なども検討されるべきではないか。

幅広い職種に対する職業訓練を刑務所内でできるようになれば、それは非常に望ましいことだと思われる。しかしながら、常設の施設を作ることは、施設内での対象者の増減等に対応しづらいし、新たな技術等の開発によるスキルの陳腐化等の問題が生じる可能性もあるし、法務技官が職業訓練についてスキルアップすることについても同様の問題が生じ得る。外部の人、外部からの設備を入れること等を検討すべきなのではないか。PFI 刑務所での成功例などの実例はあるのではないか。オーストラリア ビクトリア州の刑務所では、教育や職業訓練のための専門の教師が刑務所内に常勤している。専門性を持つ、異なる職種の人達が刑務所に入り、その人材の多様化を図ることも必要ではなかろうか。

また、シンガポールでは、刑務所内で就職活動セミナーを実施し、刑務所内で就業先の仕事を始められるような取組もしている。シンガポールでは、更生した人の体験談を話して貰う機会も持っており、我が国でもロールモデルの呈示を積極的に行うべきである。

協力雇用主との間で、就職前のインターンシップとして協力雇用主に刑務所内での研修等を位置づけてもらう、さらに、外泊による協力雇用主の職場での研修といったエクスターンシップの導入などを積極的に検討すべきではないのか。このようなエクスターンについては、刑務所での作業報奨金が出ることを前提に、協力雇用主には賃金不要という扱いをするなどして（なお、現在、刑務所内の作業について、作業を委託している企業には賃金相当の金員の支弁を求めているところ、受刑者への作業報奨金の額は極めて安く、せめて福祉的就労の程度まで作業報奨金を増額するなどの試みも必要ではないか）、協力雇用主には試用をしやすくすることも考え

得るのではないか。

(2) 職業訓練を受けていない者への対応

職業訓練を受けていない人についても、就労する能力、就労したいという意欲のある人については、刑務所内での就職先の決定等ができるような配慮が十分なされるべきと思われる。

勤労意欲や基本的なスキル、マナーの取得が必要な者もあり、それらをいかに刑務所内で取得させるかは極めて重要である。マナー等については刑務所でも教育可能と思われるし、強制力のある場所での教育であれば動機付けがなくても参加させられるというメリットがあるので、積極的にスキル取得のための講義や個別指導の時間を設けるべきである。

また、現在、刑務所でのハローワークの相談事業等も展開されているが、受刑者によっては、出所後に職業訓練を受けたい場合もあるだろう。現在、「普通の人」でも職業訓練の時期や定員の問題で必要なときに必要な職業訓練が受けられないことがある。また、社会内の職業訓練の時期にあわせて釈放してもらえないと、職業訓練を受けるまで待機しなければならないことになる。仮釈放の運用などと結びつけて、ハローワークでの訓練と具体的にどうやって結びつけるのか検討できないだろうか。

6 外泊・外出制度の活用

刑務所から、外部の職業訓練校への通学や職業安定所への相談、協力雇用主の下での打ち合わせや研修、就労訓練等のための外出や外泊等を柔軟に認めていくことが必要ではなかろうか。

このように考えたとき、かような施設に通いやすい場所にある刑務所にそのような者を収容することが長期的にはリーズナブル（例えば府中など）と思われ、どのような者をどの施設に収容するかについて検討しなおすことも必要ではないか。上記指摘のようなプレリリースハウスを交通至便な場所に建設することも検討すべきである。

7 様々な職種への就労

現在、介護職については人手不足が深刻であり、刑務所内で介護資格がとれば、就労が可能となる人も多いと思われる。これには、刑務所内での介護を実技扱いすることで、刑務官の負担を減らす等の一石二鳥の効果が期待でき、現実性も高いものと思われる。さらに、介護に関しては、一般就労だけでなく、理解ある職場（協力雇用主）を増やすことや、高齢者の出所者のため（だけでなくともいいと思うが）の施設を国あるいは自治体を作って、そこに介護資格のある犯罪をした者を積極的に雇うといったことは考えられないだろうか。

また、上記のように、第一次産業での深刻な高齢化、人手不足・後継者難の問題があり、かような産業への就労を進めることも検討に値する。

さらに、現在、ホテル、飲食店などでも人手不足は今や深刻である。地域ごと、分野ごとに集中して呼びかけるなどすれば、雇用を希望する業者も相当数あるのではなかろうか。

8 協力雇用主をめぐる問題

協力雇用主が犯罪をした者の更生支援に果たしてきた役割は大きいですが、協力雇用主の数を大幅に増やし、大企業等が積極的に雇用に取り組むような状況を作っていく必要がある。現状のままでは、一部の協力雇用主に大きな負担がかかることになる。

(1) これまでの協力雇用主が廃業あるいは協力できない状況になる危険性と新たな協力雇用主の発掘の必要性

協力雇用主がなぜ社会定着の効果を上げてきたのか等を考える必要がある。

現在の協力雇用主の多くは零細な建築業、製造業、小売店などが多く、そのような企業であるからこそ、犯罪をした者や周囲の従業員への目が届き、指導するだけでなく愛情をそそぐなど、カウンセリング効果まで上がってきた。しかし、それらの零細な企業が経済情勢により弱体化し、高齢化して閉店等に追い込まれている。過去、成果を上げてきたような性格の協力雇用主の確保は益々困難になると思われる。

相当規模の会社等が協力雇用主になってくれるのかどうかは今後の鍵となる。障害者雇用等と並べて、犯罪をした者などの社会的弱者の雇い入れ目標値を法定するなど、全く別な制度を考える必要はないのか。

(2) 経済的支援

協力雇用主に経済的インセンティブを与える政策は実施する価値がある。協力雇用主が、万全のスキルや能力のある者を雇えるわけではなく、報奨金により、かような育てづらい者を育てる動機付けとなり得る。しかし、福祉施設について、犯罪をした者への加算がされるようになったが、積極的な受け入れにはつながっていない。まずは、犯罪をした者に対する社会の無理解を改善する必要があるのではないか。

また、雇い入れをするにも、身元保証人がいない場合もあるし、会社に損害をかけても賠償資力がない者がほとんどであろう。保険加入への助成や身元保証金の支払い制度などを検討する必要がある。

就労と住居の問題が同時解決することは非常に望ましいところ、例えば、協力雇用主に対して、住居費や借り上げ社宅の費用等を支援し、犯罪をした人が就職する際の住居の確保をすることは検討に値するのではないか。

(3) 雇い入れやすい環境作り

協力雇用主のもとで、受刑者が働きやすい環境を作ることについては上記のとおりである。また、協力雇用主のメールアドレスにメールを送らせる、スマートフォンから電話をかけさせるなど、受刑者の社会内の電子媒体による通信スキルの訓練も考えるべきではないのか（この方法なら不正通信は防ぎ得る）。

(4) その他の動機付け

協力雇用主に対して、入札等での優先権を与えることも有効な政策であろう。ただ、協力雇用主には建築業等が多く、刑余者たる元暴力団員等をフロント企業が雇い入れる等といった問題は考えられないか。犯罪をした者が入札前にだけ雇用される等といった、利用されるケースが起らないよう、制度設計を行う必要がある。

協力雇用主に対しての表彰や叙勲を積極的に行うべきである。

9 ソーシャルファームの試みについて

ソーシャルファームについて具体的に動いている更生保護法人等も存し、地方の一次産業との協力や一次製品の加工等により、地方の活性化にもつなげてたいとの非常に多面的な効果を持つ構想とのことである。しかしながら、犯罪をした者の多くは都市での生活を希望しているのではないか。現在の構想等からすると、資源としてのソーシャルファームと希望とのミスマッチが生じる危険はないか。都市型のソーシャルファームの構想も必要ではなかろうか。

以 上

和田委員資料

「就労・住居の確保等について」

埼玉県立精神医療センター 和田 清

- ・薬物依存症者に関わってきた経験上、以下の点を述べさせていただきたいと思います。
- ・薬物事犯者の再犯率の高さは、その多くの人たちが「薬物依存症」にあるからだと考えています。そういう意味で、薬物事犯者の再犯率を下げるためには、薬物依存症からの「回復」を図ることが必須だと考えております。
- ・論を進める前提として、図の説明をします。

薬物の「乱用」の繰り返しは、脳の働きを機能的におかしくします。その結果、脳の機能異常としての「薬物依存」症という病態になります。「薬物依存」症になってしまうと、薬物の「乱用」が頻発するようになります。その結果、薬物の種類によっては、幻覚や妄想を生み出す精神病状態（「慢性中毒」。言動が異常な状態。B地点。）にまで発展します。

「薬物乱用者」には、3種類の「乱用者」がいます。「①乱用だけの乱用者」、「②依存に基づく慢性中毒にまでは至っていない乱用者」、「③慢性中毒にまで至った乱用者」です。使われた薬物が使うこと自体が違法とされる薬物の場合には、この3種類の「乱用者」すべてが、「薬物事犯者」ということになります。

「急性中毒」（「乱用」のたびになり得る危険性があります。例：急性アルコール中毒。）者や「慢性中毒」者（「③慢性中毒にまで至った乱用者」）への対応は、明らかに医療的対応を最優先すべき状態です。幸い、幻覚や妄想といった精神病状態（「慢性中毒」）は現在の医学的治療（薬物療法）により、約80%は消し去ることができます。その結果、当事者はB地点からA地点に戻ることが可能です。しかし、A地点に戻っても、「薬物依存」症自体は何ら改善していないということに注目する必要があります。「②依存に基づく慢性中毒にまでは至っていない乱用者」とは、言動がおかしいわけではありません。薬物を使いたいと思ったら、その「渴望」をコントロールできずに、薬物を使ってしまう人たちです。この人たちこそが、再乱用防止（＝再犯防止）の主なターゲットです。残念ながら、現時点では「薬物依存」症に対する特効薬はありません。しかし、認知行動療法がそれなりに有効であることがわかってきました。したがって、「②依存に基づく慢性中毒にまでは至っていない乱用者」に認知行動療法を提供することが、再乱用防止には不可欠です。

・さて、今回の「就労・住居の確保等について」ですが、「就労と住居の一体的支援」が非常に重要であると考えています。

わが国では、「薬物依存」症からの「回復」施設として、DARC（Drug Addiction Rehabilitation Center）があります。DARCとは、「薬物依存」症者たちが、元「薬物依存」症者たちの指導の下で、共同生活しながら、薬物を使わない生き方を体得する施設です。したがって、DARC自体が、とりあえずの「住居」を提供していることになります。

しかし、DARC にとっての現実的な大きな問題は、「就労」が極めて難しいという点にあります。DARC への入所生活により「粘り強さや対人関係能力等の問題」をそれなりに改善しても、「仕事上求められる技能・技術が不足」しており、就労になかなか結びつかない現実があります。

そこで、ある DARC では、ある農家と契約をし、その農家の指導の下で、野菜栽培・米作りに取り組んでいます。この取組の中から、DARC を「卒業」し、単身生活しながら、地元の農業等の仕事を手伝う者も出ております。現在、高齢化による休耕地が全国的に増加していると聞いています。この DARC の取組は、高齢化による休耕地の増加対策としても価値があり、「就労と住居の一体的支援」の重要なモデルではないかと思えます。

とりあえずの「住居」を確保し、「就労」活動をするというのが、帰住先のありなしに関わらず、従来および現在の更生への道筋だろうとは思いますが、とりあえずの「住居」を確保しても、「就労」への壁が結局は大きな問題になっているのも現実だと思います。それならば、確保した「住居」での生活自体が「就労」支援になるような、「就労と住居の一体的支援」のモデルを具体的に提案し、あるいは、「就労と住居の一体的支援」を指向している活動を支援（高齢化による休耕地でいえば、活動主体と休耕地地域とのマッチング等）することによって、「就労と住居の一体的支援」を促進してゆくことが極めて重要かと思えます。

ちなみに、世界的に見て、「薬物依存」症からの「回復」のための主施設は、医療施設ではなく、薬物を使わない生活を身につけると同時に、就労を目指す、「治療共同体」です。この「治療共同体」は、スタッフのほとんどが元「薬物依存」症者であり、「薬物依存」症からの「回復」を願う「薬物依存」症者に「住居」を提供しながら、「就労」に向けた訓練も同時に提供する施設です。わが国の「薬物依存」症対策で欠けているものはこの「治療共同体」です。わが国でも、この「治療共同体」の設置ないしは設置に向けた支援を検討しても良いのではないかと思います。

また、「薬物依存」症者に特化されてはいませんが、出所者に「就労と住居の一体的支援」を提供する **Delancey Street Foundation**（カリフォルニア州）も参考になるのではないかと思います。

「住居」と「就労」とを分けて支援するだけでは、なかなか「就労」への実が上がらない現実があると思います。その意味でも、「住居」の提供自体が「就労」への支援になる「就労と住居の一体的支援」の具体的検討をお願いしたいと思います。

乱用者には3つのタイプがある

